

令和3年3月定例会会議録

令和3年豊郷町議会3月定例会は、令和3年3月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

教 育 次 長 馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長 中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 神 辺 功
書 記 久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 2 号 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 3 号 豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 議第 4 号 町道路線の変更について
- 議第 5 号 町道路線の認定について
- 議第 6 号 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議第 7 号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議第 8 号 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議第 9 号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議第 10 号 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 11 号 豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 12 号 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 13 号 豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 14 号 令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算（第 10 号）
- 議第 15 号 令和 2 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 16 号 令和 2 年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 17 号 令和 2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 18 号 令和 2 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議第 19 号	令和 2 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 20 号	令和 3 年度豊郷町一般会計予算
議第 21 号	令和 3 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
議第 22 号	令和 3 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
議第 23 号	令和 3 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
議第 24 号	令和 3 年度豊郷町水道事業会計予算
議第 25 号	令和 3 年度豊郷町下水道事業会計予算
選挙第 1 号	彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の補欠選挙について
請願第 1 号	介護保険に関する請願書
発議第 1 号	議員派遣の件

河合議長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であり、会議開会定足数に達しております。よって、第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

会議を始めるに当たって、先月25日に、愛知県の喫茶店で隣の席におられた女性客の方に対して卑わいな言動をしたとして、北川和利君が県迷惑行為防止条例違反で逮捕されるという驚くべき事件が起きました。被害に遭われました相手の女性の方には、大変な思いをおかけし、申し訳なく思います。どうか一日も早く、心穏やかに、そして元気になっていただけることを心からお祈りいたしております。

北川和利君からは、議員辞職願が提出されたことを受け、3月1日付で辞職許可をしたことは、先の全員協議会でご報告をさせていただいたとおりです。豊郷町議会の一議員がこのような事件を起こし、町民の皆様、関係者の皆様に、大変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことに、議会人として、誠に申し訳なく思っております。今回のことは、豊郷町議会の議員全員が真摯に受け止め、気持ちを引き締めて、今後に活かしていかなければならないと思っております。どうか皆さんの一層のご理解を重ねてお願いしたいと存じます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、会議に当たっての留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。

そうした中でも特にお願いをしておきたいことは、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えた発言はされませんようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、村岸善一議員、5番、前田広幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの20日間としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月24日までの20日間と決しました。

なお、会期の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めてまいりたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、閉会中の議員の辞職についての報告をいたします。先ほども触れましたが、3月1日に北川和利君から一身上の都合により、豊郷町議会議員を辞職したいとの辞職願が提出されました。このことから、会議規則第99条の規定に基づき、同日、3月1日に許可をいたしましたので、ご報告いたします。

このことから、文教民生常任委員会の委員長が欠けることとなりましたので、3月2日の全員協議会後に、文教民生常任委員会が開催をされ、委員長選挙が行われた結果、委員長には日比野雄二議員が選出をされました。このため、副委員長が欠けたことから、副委員長選挙が行われて、今村恵美子議員が選出をされましたので、ご報告します。

また、議会運営委員会の委員についても欠員が生じたことから、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、日比野雄二議員を指名しましたので、ご報告いたします。

なお、今回のことで、議会構成が変更しておりますので、お手元に議会議員役員名簿の一覧をお配りしておりますので、よろしくお願いします。

次に、監査委員から地方自治法の規定により、令和2年11月分から令和3年1月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますので、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりですので、ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。議会広報常任委員会の報告を願います。高橋議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

高橋議会広報

常任委員長 おはようございます。それでは、広報常任委員会の報告をさせていただきます。議会広報常任委員会では、昨年12月8日、第4回定例会の予算決算常任委員

会終了後、議会だより第84号の発行に向けて委員会を開き、掲載しようとする事柄の選定、ページ構成や原稿作成の役割分担、今後の編集作業の進め方などを決めるとともに、一般質問記事に対する委員会としての編集の関わり方などについても協議を行いました。

12月18日には2回目の広報委員会を開き、第84号の紙面構成についての骨格を整理するとともに、表紙のテーマや追跡として取り上げる題材、がんばってますのコーナーで紹介する事柄などの検討を進めていきました。

1月13日には、第3回となる委員会を開催して、紙面のレイアウトも含めて、校正作業を行うとともに、記事の表現についても再度検討を加えるなど、作業を進めてきました。

1月26日に第4回となる委員会を開催し、表紙を最終決定するとともに、コロナ禍の中で毎日頑張っておられる町民の皆さんにありがとうございますと、議会からのメッセージを掲載することを決定、そのほか、紙面のレイアウトや文章表現の修正、文字の校正、確認など、各ページごとに最終点検を行って、編集作業を終了しました。その後、委員会で最終校正した内容が適正に紙面に反映されているかの最終確認を正副委員長で行い、議会だより第84号を2月12日に発行いたしました。

今回の第84号の紙面づくりでは、一般会計補正予算（第7号）の審議において、予算決算常任委員会では否決という結果になったことを受けて、議員からは、修正案が提出されたものの、本会議での採決では賛成多数で可決となった審議の経過を議会広報としてどのように伝えていくのか、また正副議長の任期を町民の皆さんに正しく知らせるとともに、中島新副議長が就任されたことの周知を図ること、そしてまた新型コロナウイルスに負けないようにと、皆さんが毎日頑張っておられるのだから、町民の皆さんに向けたメッセージが送れないかなどの協議を重ねながら、第84号の編集作業を進めて、発行に至りました。

第84号の発行に当たって、ご協力いただきました多くの皆様、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。

以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

河合議長

ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますことを重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会には、同意案件1件、条例改正案件8件、令和2年度豊郷町一般会計各特別会計及び各事業会計の補正予算案件6件、令和3年度豊郷町一般会計各特別会計及び各事業会計の予算案件6件、その他案件3件の計24件の議案を提案させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員である豊郷町大字吉田1240番地、三木英治氏が令和3年3月31日付で任期満了となりますので、続けて再任をいたしたく、その選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

任期は、令和3年4月1日から3か年でございます。ご同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第2号は同意することに決定されました。

日程第5、議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

豊郷駅コミュニティ施設につきましては、現在、豊郷町シルバー人材センターを指定管理者として指定しておりますが、本年3月31日付をもって、指定期間が満了します。そのため、令和2年12月22日から令和3年1月12日までに指定管理者を募集したところ、豊郷町シルバー人材センターのみが応募され、候補者として選定しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は本年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であり、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第3号は原案どおり可決されました。

日程第6、議第4号町道路線の変更についてから日程第7、議第5号町道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を願います。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第4号町道路線の変更について及び議第5号町道路線の認定についてを一括してご説明申し上げます。

議第4号町道路線の変更については、道路法第8条第3項の規定により、愛荘

町から区域外道路認定の承諾が得られたことに伴い、町道新幹線平行道線の終点の変更を行いたいため、同路線を変更するものであります。

次に、議第5号町道路線の認定については、先ほどと同じく、愛荘町から区域外道路認定の承諾を得たことに伴い、1路線を認定し、その道路と既存の町道を結ぶ道路及びその間をつなぐ道路の2路線、また下枝地先で宅地造成され、寄附を受けました道路と併せまして、計4路線を町道として認定するものであります。

路線番号、路線名、起点、終点については表のとおりであります。

つきましては、議第4号の変更につきましては道路法第10条第3項において準用する道路法第8条第2項の規定により、議第5号の認定につきましては道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第4号町道路線の変更についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第4号は原案どおり可決されました。

これより、議第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第5号町道路線の認定についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。

よって、議第5号は原案どおり可決されました。

日程第 8、議第 6 号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 6 号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町個人情報保護条例に、国、他の地方公共団体等から取得することが事務の性質上、やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき、また逆に提供する場合、保有個人情報の提供を受ける者がその所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき、実施機関がその所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるときを追加することで、滋賀県をはじめ、関係機関と情報共有することを目的に改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第 39 条の規定により、議第 6 号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第 6 号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

日程第 9、議第 7 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案から日程第 10、議第 8 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第7号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を一括して説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、豊郷町国民健康保険税条例及び国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議第7号及び議第8号の改正内容といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義づけが削られたことから、条例において新型コロナウイルス感染症の定義を定めるものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより、議第7号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第7号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。
よって、議第7号は原案どおり可決されました。
これより、議第8号の討論を行います。
討論はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより、議第8号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議 員 （起立、全員）

河合議長 全員起立であります。
よって、議第8号は原案どおり可決されました。
日程第11、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題と

いたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

第8期介護保険事業計画における介護保険料について、標準の保険料を月額6,400円と決定したこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、計画年度である「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」までの3か年間に改め、保険料の引下げ及び第6段階の保険料率の引下げに伴うそれぞれの金額の改正、平成30年度の税制改正に伴い、令和2年度の所得税から給与所得控除及び基礎控除の見直しが行われたことによる影響が介護保険料の算定に及ばないよう改めるもの、第1段階から第3段階の軽減を引き続き実施するよう、実施年度を「令和3年度」から「令和5年度」に改めるもの、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定されていた新型コロナウイルス感染症の定義が削られましたので、改めて、新型コロナウイルス感染症の定義を条例上定める必要が生じたことによる改正等であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議運とか議事日程では、本議案は文教民生常任委員会に付託をされるという予定になっておりますが、私は所属の委員会が違いますので、この場において、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

全員協議会において、新年度の介護保険が今年度と比べて80円引下げになるとの説明があり、ただいまも提案をされました。その折、今年度の保険料算定に関する計算式の提示をお願いいたしましたが、回答書を頂きましたので、まず冒頭にお礼を申し上げておきたいと思っております。

介護保険料の算定ですが、基本的には、介護保険料の算定は介護保険の給付総額に23%を掛けた数を65歳以上の人数で除した額に基本的にはなります。細かい数字は省きますが、全員協議会で説明があった資料では、第8期期間中

に2,500万の基金を取り崩すことによって、360万円の引下げ要因が生まれるというふうにされています。

ただその一方で、上がる要因との兼ね合いで、結果的に引下げ額が80円になったという説明がありました。これを逆説的に考えますと、あと2,500万円がどこかで削減することができれば、頂いた資料にあるように、356円引き下げることができるということになります。それに80円引下げが決定する額を目指しますと、数字の上では400円近く引き下げることが可能になるのではないかと思うのですが。では、つまり、じゃ、2,500万円が、いろんな手法があるかと思いますが、どこで削減できるかということですが、説明で頂きましたこの資料で、基本は介護予防の給付費をどう抑えるかということだと思うんですが、これを見ますと、例えば令和4年度は、前年に比べて316万1,000円の増で102%に抑えられているのですが、令和5年度は、前年度で比べて970万円増、106%も増えています。細かい数字は申し上げられませんが、ひとつ教えていただきたいのは、この令和5年度の総給付費が前年度に比べて106%の増になっている、その要因について教えていただければと思うんです。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 改めまして、おはようございます。それでは、鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

全員協議会の方で配付させていただきました給付費の推計の900万円の増の理由ということですが、基本的に介護保険料の算定に当たりましては、まず高齢者の人口を推計させていただいて、現状の認定者数の推計をどの程度見込むのか、それと平成30年度から令和2年度までの給付費の推計を掛け合わせて、どの程度伸びるのかというのが、国の方で、全員協議会の方でも説明させていただきましたとおり、見える化システムというのがありまして、その中で給付費の方の推計を行った結果、全員協議会の方の資料となっておりますので、細かい内訳がどれがどう伸びるかというのはなかなか見えにくい部分があるんですけども、特に施設で400万円程度伸びるというので、1名入所が増えると400万円程度伸びますので、その程度伸びるのというふうな部分と、認定者数が令和2年度から令和5年度の最終年度で約5%伸びますので、単純に認定者数が伸びれば、その分サービスの利用の方が伸びるということで、最終的に106%となるというふうになっております。個別に、例えば訪問介護であったり、デイサービスであったりの細かいところの内訳がどう伸びたから、900

万円伸びるというわけではありません。全体の総給付の伸びとして6%程度を見込んでいるので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 これで終わります。

河合議長 3回までどうぞ。

鈴木議員 基本的には、つまり総給付費をどう抑えるかと、それによって、標準額が大きく変わってくるという仕組みになっているんですね。さらに、追加で頂きました資料では、従来の23%が令和5年度は24.9%に引き上げ、これ、なぜここまで国のあれで引き上げるのか、よく分かりませんが、質疑ですので、細々としませんが、つまり令和5年度の医療給付費が令和3年、4年に比べて増加をして、それにさらに、本来は23%、0.23の分の係数が0.249%掛けるから、ここも最終年度が非常に多くなる。その結果、全体の8期通じての保険料が80円の引下げにとどまるという仕組みだと思うんですが、いろんな手法、いろんなことができると思うんですが、これは質疑ですので、1つしか申し上げておりませんが、もう少し工夫をして、総給付費を下げることによって、さらに今以上に引下げができるのではないかと、そういう工夫ができないかということをお聞きしておきたいと思います。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質疑にお答えをいたします。

令和5年度の被保険者の率が高くなるというのは、全員協議会の方でもご説明させていただきましたとおり、国の調整交付金というのがありまして、基本的には5%、それを所得段階と高齢者の比率に応じて、割り落としであったり、割増しであったりというのがあるんですけれども、今回の計画上においては、国の示している65歳から74歳までの前期高齢者の割合と75歳以上の割合とあと85歳以上の割合もあるんですけれども、その割合が国の標準よりうちの町については65歳、前期高齢者の割合が高いということで、全体としては割り落としを食らっているんで、高くなっているというのがありますので、その点は国の方の制度改正による影響が相当大きいというのは、理解はしているんですけども、その点はなかなか、うちの方ではどうこうできる問題ではないというのはご理解いただければというふうに思います。

あと、総給付の引下げをして、全体の保険料を引き下げるといふうなご提案の方をいただいたんですけれども、基本的に保険料を幾らにするからその総給付を抑えましょうという考えではなくて、まず高齢者がおられて、認定を受ける方がおられて、過去の給付の実績を基に保険料を算出するという流れになっていますので、それで、最終的に総給付がここで金額は幾らになりました、保険料が幾らになりました、ここの総給付を抑えましょうというのは、全体の伸びから考えると、傾向としては、やはりそれまでの基礎となる数字を基に基礎給付の方を算定するという流れになっておりますので、そこで一定引き下げてしまうと、全体、もし仮に給付が伸びた場合に対応できないという部分もありますし、今回、出させていただきました第7期の総給付費が恐らく18億7,000万程度だったと思うんですけれども、第6期の介護保険料の総給付費が17億でしたので、6期の計画から7期の計画で1億7,000万円程度給付が伸びておりますので、それを考えると、全体の給付、今回7期から8期ベースではそんなに給付の方を上げておりませんので、今回、第7期の実績18億6,000万で、総給付16億なので、全体として9,000万円程度上がる見込みを見ておりますので、それほど法外と言うと言いはおかしいんですけども、そこまで高く伸びない。今回の7期の給付が安定していた。あと、特に新型コロナウイルス感染症の影響でない今年度の給付が伸びなかった、その辺も踏まえて、計画の方を策定させていただきましたので、そこから、さらに総給付を抑えに行くというのは、ちょっと現実的ではないのかなと事務局としては考えておりますので、ちょっとその点、ご理解をいただければと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 委員会です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、高橋さん。

高橋議員 それでは、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についての質疑をさせていただきます。

町長は、国に対して財政基盤の弱い町に交付金をと再三申入れはしていますということですが、それに対しての国の反応などが分かっていたら、教えてください。文書で申入れして、それで返ってきたのか、いろんなそういう要望を聞く会などで要望して、そのときの国の返事の様子なども教えてください。

それから、この額を決めるまでには、介護保険のいろんな組織がありますね、協議会とか認定員の方の参加された会議とか、いろいろあると思うんですけども、そういう委員会ではどのような意見が出たのかを教えてください。

また、やはり高い介護保険料を、本当に苦しんでいる方にとって、一般会計からの繰入れという方法もありますということをご提案し続けているんですけども、そのことは額を算定するに当たって、協議をするメニューに入れたかどうか、一応は入れてみて駄目だと思ったのか、そういう努力の経過を教えてください。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、質疑にお答えいたします。

財政調整基金を、要するにインセンティブに充てるという、それには、全国町村会として反対をしている状況でありました。特に今までと若干異なったこの調整交付金の割合が人口割というか、高齢者の割合によって分配されているということ、先ほど課長が言いましたように、うちの町の場合は、75歳以上の高齢者が少なく、65歳から70歳、要するに介護にかかりにくい人の人口が多いということで減っていつているところ。ちょうどそういう形の中だと、これは県下の中で、半分よりちょっと上の方にはなりますけれども、そういう形でこの調整交付金が下がっています。要するに、この介護保険を安定的な運営ができるようにということで、全国の方は厚労省の方に要望をしております。その中で、返ってきた分というのは、今の状況の中でしっかりと対応させてもらうという回答が来ている状況です。

それとともに、一般会計から、絶えずお話ししているんですけども、法によって実施しているものです。一般会計から入れるということは、罰則がなければやってもいいという、そういうような意見をおっしゃっておりますけれども、将来これは絶対破綻するわけです。そしたら、一般会計から入れていくと、若年世代に負担を負わせてしまうという制度になっておりますので、そこらは、やっぱりご理解いただきたいし、これは全国の方では一般会計から入れているところにはしっかりと罰則を与えるようにということで、それは強く言っておりますので、その点もご理解いただきたいと思います。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 委員会の出すことは。

河合議長 ないようですから。

高橋議員 すみません、まだ。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 すみません。ちょっと手を上げるのを遅くて、申し訳ございませんでした。
それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

策定委員会での意見ということで、記憶しているところになるんですけども、今回、全額基金の方を投入して、保険料の方を引き下げるという提案の方をさせていただいたんですけど、その中で、今後、第8期以降、恐らく保険料が上がるであろうという観点から、できれば今回、基金は全額を使わずに、後年度に回してはどうかという意見の方はいただきました。ただ、今回いろいろ過去の経緯も踏まえまして、できるだけ基金に関しては、次期の計画で全額使わせていただきたいというご議論の方をこちらの方から提案させていただいて、最終的にはそういう結果となったというところでございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、町長が答えてくださったのは、一応、国の説明を受け止めているという感じに聞こえたんですけども、本来、こういう介護保険制度の前は措置ということで、本当に国民が保険料ということで苦しむことがなかったんですけども、国がもっともっと予算を出してほしいというような要望はされているのかどうかを教えてください。

河合議長 町長。

伊藤町長 先ほど申しましたように、安定的な介護保険制度にさせていただきたいということで要望しております。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい、議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、質疑を行います。

3点、先ほどまでの質疑を含めて、今後、この議案審議を深める立場で質問いたします。

1点目、調整交付金についてですが、これは国庫負担率25%のうち、5%は調整交付金として、各自治体の特徴に応じて、それを勘案するというのが国のや

り方となっておりますが、第7期においては5%を超える。それを、私はこの非課税の高齢者、低所得高齢者が多い豊郷の実態に鑑みたら、当然のことだと考えておりますが、今回の第8期の算定におきましては、算定基準が第7期の算定の基準と変わったのでしょうか。町長は、こういった町の状況を勘案して、町村会でもそういうことの国に対する要望はしているという話でしたが、国の基準として、第7期と第8期の調整交付金に対する算定基準のどこがどのように変わったのか、それをちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから2点目、本町におきましては、介護保険料が高いので、それを払った上で、サービスを利用するときの利用料、原則1割負担、それを払うともう年金が少ないので、それでもう利用料は、全額100%は利用できない、そういった方々の悲鳴が聞こえておりますが、実績として、第7期、3年間、それぞれ豊郷の認定率は何%でしたか。それは全国平均に比べて、どれほど高いのか。また、滋賀県平均に比べて、どれほど高いのか低いのか、その点について説明してください。

3点目、これは国の税制の所得税の税法が変わりまして、年金控除が変わりました。この第8期からは、これまで年金の年収で120万以下の方は、年金所得控除が120万認められていましたので、全て非課税ということで、所得税非課税という形になっていたんです、去年までは。でも、今年の8期から、今年4月からは所得税控除が120万から110万に引き下げられました。ということは、120万で今まで非課税とされていた高齢者が、年間で120万、月10万の年金収入だけが生活の糧という人たちです。その人が今度は110万に下げられましたので、差額分10万円多いということで課税者になるんですね。それは、町が試算してつくっている第8期介護保険料計画でいきますと、第6段階、本人が住民税課税で合計所得金額が120万未満の方と、ここに入ってくるわけですね。それはどのくらいの方がここに入ってきているのか、人数の把握分はどのくらいを算定しているのか、説明をしてください。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

3点いただきましたので、まず1番目の調整交付金の算定の変更ということですが、これも全員協議会の方でご説明させていただきましたけれども、所得の段階に応じた調整交付金の調整率というのは変わっておりません。ここは変更の方はありませんでした。第7期から第8期で高齢者人口比率の算定方法が変わりまして、第7期では年齢区分が第3区分の方に、例えば65歳か

ら74歳、75歳から84歳、85歳以上と3区分に変更されました。さらに、第8期では年齢区分のほかに、全員協議会の方で配らせていただきました資料にありますけれども、1人当たりの給付費の重みづけの部分と要介護等の発生率の重みづけの方がされておりますので、この部分が大きく変更されたということになっております。

2番目の認定率についてですけれども、令和2年度についてはまだ年度途中ですので、直近の数字で約19.7%、令和元年度、うちの方の受給者数の調べの認定率ですので、細かい数字が変わるかもしれませんが、19.9%、平成30年度は19.8%で、県内平均が、今、ちょっと手元に資料の方がありませんけれども、十四、五%だったと記憶の方しておりますので、全国平均、県平均よりも若干高い数字と。

今村議員 全国平均は幾らですか。

医療保険課長 全国平均もちょっと今手元に資料がありませんので、それはちょっと委員会の方でお示しさせていただきますけれども、全国平均よりも若干高い数値となっております。

所得税の税額の控除の関係の変更ですけれども、10万円の基礎控除の変更の方がありましたので、全体として、所得税が去年の、前回所得税がかからなかった方が第8期で所得税がかかるということはありませんので、第8期の保険料の算定については、現在の保険料の算定と同様に、第8期も影響のないような条例改正と法改正となっておりますので、変更の方はありません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 この調整交付金の算定は変わったということが分かりました。これはまたちょっと私も調査をしていきたいと思っております。

それで、2番目の認定率の問題、本町において高齢者の介護認定率が県下の中でも高いというのは、何が原因だと考えていますか。ここが一番の連帶給付に関わる基本的な問題だと思うんですけれども、そのことを、第7期はコロナ禍もあり、また早期計画では地域密着型、認知症グループホーム、デイサービスなんかは過大な見積りをしていましたから、減って当たり前かなと私は思いましたが、この認定率が低いところは全国的に見ると、やはり介護保険料は低いんですね。だから、そのことをうちの町としては、なぜずっと高くしているのかということをもう真剣に受け止めなくてはいけないと思いますが、このことに対しては、担

当課としては、第8期のこの計画ではこれを引き下げ、健康老人を、高齢者をつくっていくという取組、それに、前にもっと積極的な事業内容が含まれなきゃおかしいと思うんですけども、その辺はどう考えているのか。

それと、この所得税の税法が変わりまして、国の時点で所得税が非課税から課税になる高齢者が、やはり出てくるわけですね。住民税でも基礎控除の面があるから大丈夫だという話もありますけどね。でも、それだけ、やはり町民の高齢者の皆さんの生活実態は厳しくなっているんです。そのことを踏まえて、この算定、この保険料の計画、変更計画、私も全国のを調べてみましたが、多段階制でも、非課税者に負担を減らして、高額所得者の高齢者の負担を増やしていくという傾向がありますが、そういったことは今回の保険料改定について、そういうことも検討はされましたか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えいたします。

認定率が高い原因はということで、以前から一般質問等でもお答えさせていただいておりますとおり、全て複合的な原因の方もありますし、65歳になるまでの過程が大事というふうに現時点では、うちの方としては考えておまして、特定健診の受診率であったり、がん検診の受診率であったり、その辺の受診率が低いというのが全国平均、県平均から見てもあまり高くないという現状の方がありますので、その点をできるだけ若い頃から、65歳になってから健康になりましょうというのではなかなか厳しい部分がありますので、65歳までに健康な状態でそのまま高齢者になっていただいて、健康な状態を維持していただくという流れが一番重要かなというふうに思っておりますので、その点は力を入れてやっていきたいなというふうに考えております。

また、令和元年度からになりますけども、元気力アップ教室であったりとか、後期高齢者の保健事業であります一生青春事業の方も取組の方を始めておりますので、これら全てにつきましては、事業を始めたからいきなり認定率が下がるというものではございませんので、なかなか状況的にかなり厳しいので長い目でと言われるとご批判をいただくかもしれませんが、長期スパンで認定率を引き下げていきたいというふうには考えておりますので、その点、ご理解の方をよろしくお願いします。

生活実態が厳しいのでという話で、前期の第6段階が1.25倍の保険料になっておりましたけれども、その他、それぞれ要望の方いただきまして、第6段階の生活実態がかなり厳しいというご意見の方もいただきましたので、第7期か

ら第8期は1.25倍を1.2倍に引き下げさせていただいているところがございます。

その点、またさらに多段階化の話もいただきましたけれども、前回、第7期で初めて9段階から12段階の多段階化の方を行いました。2期続けて、例えば今、12段階の方については標準保険料の約2倍払っていただいております。さらに、3年になったので、その方々に、例えば2.5倍であったりとか、15段階にして一番高いところを2.7倍とか、そういう段階もあろうかと思えますけれども、3期ごとに高額所得の方にどんどんご負担をいただくというのはなかなかやはり厳しい。低所得の方に対して手厚くしてほしいので、お金を高額所得の方はそれなりに払ってくださいねというのも、もう既に多段階でやっておりますので、さらにその上に、多段階化をして、高額所得の方に負担をお願いするというのはなかなか現実的ではないのかなというふうに考えましたので、今回については、12段階をそのまま継続させていただいて、第6段階が厳しいという意見の方もありましたので、そこは引き下げさせていただいたという経過の方でございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 いいです。これ、委員会で質疑します。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第9号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第9号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時5分で。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時05分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第 1 2、議第 1 0 号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から日程第 1 5、議第 1 3 号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までの 4 議案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第 1 0 号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議第 1 3 号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括して説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、議第 1 0 号から議第 1 3 号まで、それぞれの基準が改められましたので、所要の改正を行うものであります。

議第 1 0 号では、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準が改められましたので、所要の改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、それぞれのサービス類型に応じ、一部基準の緩和、研修の義務づけ、職員の配置基準の見直し等によるもの、全般的事項として、感染症対策の強化、災害時の業務継続計画の策定の義務づけ、職場におけるハラスメント対策の強化、虐待防止の推進等となります。

次に、議第 1 1 号では、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準が改められましたので、所要の改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、それぞれのサービス類型に応じ、一部基準の緩和、研修の義務づけ、職員の配置基準の見直し等によるもの、全般的事項として感染症対策の強化、災害時の業務継続計画の策定の義務づけ、職場におけるハラスメント対策の強化、虐待防止の推進等となります。

次に、議第 1 2 号では、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改められましたので、所要の改正を行うものであります。主な改正内容につきましては、感染症対策の強化、災害時の業務継続計画の策定の義務づけ、職場におけるハラスメント対策の強化、虐待防止の推進等となります。

次に、議第 1 3 号では、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準が改められましたので、所要の改正を行うものであります。主な改正内容に

つきましては、質の高いケアマネジメントの推進、感染症対策の強化、災害時の業務継続計画の策定の義務づけ、職場におけるハラスメント対策の強化、虐待防止の推進等となります。

以上、議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案から13号までなんですけれども、この中で、やっぱり人員、規制緩和、基準緩和という言葉が再三出てきます。よりサービスとか体制を整えるという意味では、いい内容も含まれているんですけれども、例えば私、保育士としての経験からいきますと、資格を持っていない方も園にたくさん雇えるような時代になってきているんですね。そうすると、基準を緩和してしまうと、資格を持った人とか持っていない、人数が、例えば、3、1で見えていたものがもう5人を1人で見えるような体制とかいうふうにだんだん悪い方に基準が緩和されてしまうと、こういう大事な介護の仕事の現場が混乱するのではないかなというので、危惧するものなんですけれども、これを変えることによって、どんなことが心配されるのか、想定されることを教えてください。

それから、電子での記録が義務づけられる的なことが書いてありました。そうしますと、スティック1つ落としても本当に大変な時代です。そういう点では、こういう電子媒体での記録というのは、ほかに漏れないようにとか紛失がないようにとか、そういうことはどのようにして守っていく体制になるんでしょうか、教えてください。

医療保険課長 はい。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

基準の緩和をすることで心配されることということなんですけれども、基本的には、その基準を緩和してもそれが問題がない場合は緩和をしてもいいよという

ふうな基準になっておりますので、無理にというわけではないんですけれども、例外的な措置として、緩和の方をすることが可能となる。これにつきましては、社会保障審議会の介護保険部会の中で議論されて、基準の緩和をできるだけということで、今回基準の方が改正されたというふうに理解しておりますので、確かに人数は変わったから心配だというふうなご意見はあろうかと思えますけれども、それは当然、基準が緩和されても、そういう事故等のないような対策を講じて配置をするというのが基本となると思えますので、その点はそこまで心配するものではないのかなというふうに思っております。基準を緩和したから、全てサービスが低下するというわけではありませんので、その点、ご理解いただければというふうに思います。

あと、電子データの義務化というふうにおっしゃっていただいたんですけども、義務化ではなく、電子データの記録が可能とすることができる。できる規定ですので、義務化ではございませんので、その点、まずご理解いただいて。USBなりの紛失対策については、各事業者において対策するべきものであると思えますし、その点は、当然運営基準であったりとか職員の規定でそういう電子データを外に持ち出さないであったりとか同じ場所に置いておいて、管理者が管理する、今、そういう対策を各事業所の方で取っていただけるものと考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 もちろん問題がないことを祈っているものなんですけれども、町はこの条例案が変わることによって、介護事業者に対して、本当に基準が守られているとかいろいろな体制がしっかり取られているとかいうのは、どのようなつかみ方をされるものなんでしょうか、教えてください。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えいたします。

町の方でどう把握するかということですが、定期監査の方がございますので、そちらの方で把握の方をしていきたいと思えます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第11号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第12号豊郷町指定介護予防等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第13号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号及び議第13号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16、議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）から日程第21、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）から議第19号令和2年度下水道事業会計補正予算（第3号）までの各会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

まず、議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,741万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を61億9,470万1,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金127万1,000円、使用料及び手数料41万円、寄附金4,000万円、町債2,350万円を増額するとともに、町

税 1,486万9,000円、国庫支出金 1,351万8,000円、県支出金 546万7,000円、財産収入 77万9,000円、繰入金 1億5,092万円、諸収入 1,704万2,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費 4,509万3,000円、農林水産業費 512万9,000円を追加し、議会費 313万3,000円、民生費 5,397万2,000円、衛生費 1,458万8,000円、商工費 2,103万円、土木費 2,860万9,000円、消防費 835万2,000円、教育費 5,795万2,000円を減額するものであります。

次に、7ページ、第3表、地方債補正についてであります。普通交付税の確定後の基準額の差額を精算するための地方債として、新たに減収補てん債 2,350万円を追加します。

次に、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 434万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 8億7,073万円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金 79万6,000円、諸収入 248万4,000円を追加し、国民健康保険税 146万5,000円、県支出金 165万1,000円、繰入金 450万7,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、基金積立金 140万9,000円、諸支出金 97万9,000円を追加し、総務費 261万4,000円、保健事業費 411万7,000円を減額するものであります。

次に、議第16号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,190万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 7億2,512万3,000円とするものでございます。

歳入では、保険料 67万円、国庫支出金 223万5,000円、支払基金交付金 401万5,000円、県支出金 204万9,000円、繰入金 293万3,000円を減額するものであります。

次に、歳出では、基金積立金 574万2,000円を追加し、総務費 66万9,000円、保険給付費 1,495万8,000円、地域支援事業費 201万7,000円を減額するものであります。

次に、議第17号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,491万9,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金1万3,000円を減額し、次に、歳出では、総務費1万3,000円を減額するものであります。

次に、議第18号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に7万4,000円を増額し、収入総額を2億2,124万円とし、既定の支出額に4万7,000円を増額し、支出総額を2億3,776万5,000円とするものです。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,578万6,000円とし、第4条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額1,578万6,000円と定めるものであります。

次に、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第2条記載の収益的収入及び支出の予定額は、既定の収入額に18万円を増額し、収入総額を3億7,337万2,000円とし、既定の支出額に18万円を増額し、支出総額を3億5,990万8,000円とするものです。第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,088万9,000円とし、第4条の他会計からの補助金について、職員給与費相当額2,088万9,000円と定めるものであります。

以上、議第10号から議第19号まで一括して説明いたしました。この後、担当課長から補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私からは、豊郷町一般会計補正予算(第10号)の説明をいたします。

まず、10ページ、款1町税、項1町民税、目2法人については、新型コロナウイルスに係る徴収猶予による減額1,012万5,000円、款1町税、項4たばこ税、目1たばこ税については、たばこ喫煙者減による減額739万4,000円。

12ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金については、システム改修費など、特別定額給付金給付事務補助金の減額です。

15ページ、款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金については、ふる

さと納税寄附金の増額4,000万円です。財政調整基金繰入金については、財源不足についての繰入れ予定であった分の減額1億3,518万5,000円です。下段、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金については、財源不足について繰入れ予定であった減額の1億3,505万7,000円、下段、目4公共施設等総合管理基金繰入金については、改良住宅譲渡推進事業などによる繰入れ予定だった分の減額1,586万3,000円。

16ページ、款21町債。項1町債、目5減収補てん債については町税の落ち込みによる対策債による増額2,350万円です。

続いて、歳出について説明いたします。

全体的に減額をしております。

まず、18ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、節13委託料、臨時給付金のシステム開発費の減額231万6,000円、節19特別定額給付金の減額130万円、システム改修費など、定額給付金事務の補助金の減額です。

19ページ、目10地域づくり推進事業費については、ふるさと応援寄附基金積立金の増額4,000万。

27ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目4農地費については、池の改修費の設計費576万4,000円の増額。

28ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節19負担金、補助及び交付金については、中小企業等感染症対策臨時支援金及び新型コロナウイルス感染予防対策支援事業助成金の実績見込みによる減額1,900万円。

29ページ、款8土木費、項4住宅費、目2改良住宅管理費、節15工事請負費については、改良住宅譲渡に係る工事の減額1,355万円。

あと戻りますが、6ページに、第2表、繰越明許費は記載のとおりとなります。

以上、説明を終わります。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私の方から、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から議第17号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）までを説明させていただきます。

まず、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）ですけれども、歳入で、5ページ、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税146万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分となっております。

続いて、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目7災害臨時特例補助金79万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する国庫補助の増額となっております。

6ページ、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金165万1,000円の減額については、一般被保険者第三者行為求償金の増額に伴い、本年度の県普通交付金と相殺するための減額及び新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する特別調整交付金の増などです。

款6繰入金、項1一般会計繰入金450万7,000円の減額については、人件費の減額及び特定健診等の開催回数及び受診人数の減に伴う減額となります。

続いて、7ページ、款8諸収入、項2雑入248万4,000円の増額については、求償事務の完了等によるものです。

続いて、歳出では、8ページ、款1総務費、項1総務管理費261万4,000円の減額については、人件費の減などによるものです。

款5保健事業費、項2特定健診等事業費411万7,000円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響による特定健診などの回数及び受診人数の減によるものであります。

続いて、9ページ、款6基金積立金、項1基金積立金140万9,000円の増額については、今回の補正に伴います歳入超過分の積立金となります。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金97万9,000円の増額については、遡及による資格喪失に伴う還付金の増となっております。

議第15号については以上です。

続きまして、議第16号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

歳入では、6ページ、款1保険料、項1介護保険料67万円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響による減免分となっております。

歳入項目の関連によりまして、ここからちょっとページの方が前後しますので、ご了承の方を願います。

まず、款3国庫支出金、目1国庫負担金321万1,000円の減額及び8ページ、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金404万円の減額。

款5県支出金、項1県負担金165万2,000円の減額。

9ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金186万9,000円の減額については、介護給付費の減少見込みによる減額に応じた各負担金等の減額となります。

ページが前後して恐縮ですけれども、6 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、節 1 現年度分調整交付金 1 8 5 万 9, 0 0 0 円の増額については、調整交付金の内示額の提示による増額となっております。

また、節 2 特別調整交付金 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額及び 7 ページ、目 8 介護保険災害等臨時特例補助金 4 7 万円の増額については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免分に対する交付金、補助金の増額となります。

7 ページ、目 2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 8 1 万 5, 0 0 0 円の減額。

8 ページ、款 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 4 0 万 8, 0 0 0 円の減額。

9 ページ、款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額については、包括的支援事業・任意事業が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を縮小したことなどによる減額に応じた交付金等の減額となっております。

戻って、7 ページ、目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合） 1 万 8, 0 0 0 円の増額。

8 ページ、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 2 地域支援事業交付金 2 万 5, 0 0 0 円の増額。

款 5 県支出金、項 2 県補助金、目 2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合） 1 万 1, 0 0 0 円の増額。

9 ページ、款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合） 1 万 2, 0 0 0 円の増額については、介護予防・生活支援サービス事業の給付の増加に伴います増額となっております。

続いて、歳出では、1 0 ページ 1 1 ページ、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費 1, 6 0 0 万円の減額については、給付見込みの減少による減額。

1 2 ページ、項 4 高額介護サービス等費 1 0 4 万 2, 0 0 0 円の増額については、給付見込みの増加による増額となっております。

1 2 ページ、款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業費 2 1 1 万 3, 0 0 0 円の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小などによる減額となります。

1 3 ページ、項 3 介護予防・日常生活支援総合事業 9 万 6, 0 0 0 円の増額については、介護予防・生活支援サービス事業の給付の見込みの増加による増額となっております。

14 ページ、款4 基金積立金、項1 基金積立金費 574 万2,000 円の増額については、今回の補正に伴います歳入超過分の積立金となります。

議第16 号については、以上でございます。

議第17 号令和2 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4 号）についてご説明申し上げます。

歳入、5 ページ、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金 1 万3,000 円の減額及び歳出6 ページ、款1 総務費、項1 総務管理費 1 万3,000 円の減額につきましては、人件費の執行残の減額分となります。

長くなりましたけども、以上でございます。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、私からは、議第18 号豊郷町水道事業会計補正予算（第3 号）から議第19 号豊郷町下水道事業会計補正予算（第3 号）についてご説明をいたします。

まず、議第18 号豊郷町水道事業会計補正予算（第3 号）についてご説明いたします。

収入では、2 ページ、款、水道事業収益、項、営業外収益、目、補助金について7 万4,000 円を増額するものであり、支出では、款、水道事業費用、項、営業費用、目、総係費について4 万7,000 円を増額するものです。内容は、収入として実績に伴います新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金及び人件費でございます。

支出については時間外勤務手当でございます。

次に、議第19 号豊郷町下水道事業会計補正予算（第3 号）についてご説明をいたします。

収入では、2 ページ、款、下水道事業収益、項、営業外収益、目、他会計補助金について18 万円を増額するものであり、支出では、款、下水道事業費用、項、営業費用、目、総係費について18 万円を増額するものです。内容は、収入として人件費、支出としては厚生福利費でございます。

以上です。

河合議長 以上で、全ての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、高橋さん。

高橋議員 それでは、議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予算（第10号）についての質疑を始めます。

まず、6ページにあります衛生費の中の定住自立圏環境・ごみ処理部会事業費が繰越しになってはいますが、この広域でやられている、議会の方は傍聴したりして、何となく分かるんですけども、理事として、町長をはじめ、関係の職員さんが参加しておられると思います。今、この事業というのは、どういうテーマで論議されていて、どんな展望なのかを議会に報告をしていただきたいと思います。このページはそれだけで結構です。

続きまして、11ページの使用料及び手数料の中の屋外広告許可手数料というのは、どういう内容で入ってくるのかを教えてください。

それから、12ページです。一番下の4土木費国庫補助金が出ています。住宅・建物耐震改修等事業補助金とあるんですけども、私たちの町にこの対象の物件がどのくらいあって、何%くらいが今この補正予算の時点で取り組まれているのかを教えてください。

続きまして、歳出の方に行きます。歳出は18ページです。総務費の中のこれは総務管理費、13番、委託料とあります。職員研修委託料80万円が減額となっているんですけども、職員の方々はこういう項目においてはどんな研修をしようとしていたのかを教えてください。減額の背景はコロナかなと思うんですけども、その辺の説明もお願いします。

続きまして、20ページです。徴税費の中の賦課徴収費の中の委託料ですけども、134万2,000円、委託されたものが減額となっています。これは執行残なんですか。何か特別にやめたこととかがあるんでしょうか。

22ページです。民生費の中の9社会福祉保護費の中の負補交の民生委員児童委員協議会活動費補助金とあります。この方々は本当に手弁当で一生懸命頑張ってくださるんですけども、この減額30万は何かそういう活動を自粛されたのか、見積りがちょっと高過ぎたのか、どちらなんですか。教えてください。

今度は介護保険事業費です。13の委託料がたくさん減額となっていますけれども、これもコロナの影響かなとは思いますが、それでも頑張って参加しておられる方とか、あるんでしょうか。人数は少ないけれども、やって、この実績なんですか。全くやめたのでしょうか。教えてください。

23ページです。12障害福祉費の中の手話奉仕員養成研修事業負担金、これも減額なんですけれども、町内で手話を学んでいろいろ活動されている方はどのくらいおられますか。教えてください。

児童福祉総務費の中の報酬157万3,000円の減額の背景を教えてください。

それから、24ページ、宿舍借り上げ支援事業補助金、減額ですけれども、何名が利用されたんでしょうか。

3の愛里保育園施設費、報償費が96万円の減額となっています。保育士に謝金とあるんですけれども、これはよその保育士さんに何かを頼まれている予定のものがなくなったのかなんでしょうか。ちょっとこれもどういう事業をしようと思っていたのかを教えてください。

先ほどの25ページには、湖東定住自立圏環境・ごみ云々とありますので、これは先ほどの繰越しのことと併せて、この減額の背景を教えてください。

以上、こちら、一般会計の補正予算はそれで結構です。

それから、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)ですけれども、この予算の時点で、短期保険証の中で、短期と資格証明書があるんですけれども、それぞれの件数を教えてください。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の質疑にお答えいたします。

18ページの職員研修委託料の減額の内容はということでした。コロナ禍でちょっと職員が集まったの研修を控えておりました。そこで、今年度はオンラインによる人事評価の研修を全職員に実施しております。あと、どんな内容を盛り込んでいたのかということなんですけども、令和元年度では、接遇とか公務員倫理の研修をしておりましたので、今年度もそのような内容も見込んでおったけども、人事評価のオンラインの研修1件しか今年度はしていないということになります。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

6ページの繰越明許費ですけども、これにつきましては、現在、新ごみ処理場の計画を進めておりますけども、現在1市4町でプラスチックごみにつきまして、処理方法が異なっております、新ごみ処理施設では、このプラスチックごみについて燃やして熱回収をするのか、それとも燃やさずに分別、資源化するのかという、処理方針を本計画において決定しなければなりませんけども、9月か

ら10月にかけて実施いたしました1市4町、住民を対象にしたアンケートにおきましては、彦根市とそれ以外の4町とで処理方法の意向が異なる結果となりました。処理方法の決定までを含めた統一化計画の策定につきましては、現在、住民の意見が違いますので、協議を進めながらやらなければいけませんので、計画策定を1年延伸し、処理方法を決定した上で、令和4年からを始期とする計画策定とするものでございます。

そして、25ページの環境対策費、負担金、補助及び交付金の定住自立圏環境・ごみ処理部会の負担金が6万円減額となっておりますけども、これにつきましては、この策定業務の変更契約に伴う減額と、あとコロナ等の影響で、湖東定住自立圏で行っておりますエコサロンや観察会等の実施ができませんでしたので、それに伴う減額でございます。

以上です。

地域整備課長 はい、議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

私の方からは、11ページの13使用料及び手数料、2手数料、土木費手数料の屋外広告許可手数料はどのようなものかということですが、屋外の看板になります。その手数料になります。

続きまして、12ページ、国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、住宅・建築物耐震改修等事業補助金につきましては、こちらにつきましては耐震補強が必要な住宅において補強工事をする際の補助金なんですけれども、こちらは1件分を見ておりましたが、ありませんでしたので減額させてもらっていますのと、その中にブロック塀の補助金もあります。こちらの方は4件見させていただいております。

以上です。

教育次長 はい。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、私の方からは、23ページの目1児童福祉総務費の中の報酬157万3,000円の減額の背景はということをお答えをさせていただきます。こちらにつきましては、学童保育なんですけれども、小学校の夏季休業期間が短かったことと冬季休暇がなかったため、そのため学童指導員の報酬を減額させていただきました。

また、24ページの宿舍借り上げ支援事業補助金は何名利用かということでしたけれども、今現在1名の利用というふうに聞いております。

また、同じ24ページの愛里保育園施設費の報償費、これは何かということなんですけれども、今年度から一時預かり保育を愛里保育園から子育て支援センターに変更したことに伴いまして、愛里保育園での報償費の方を減額させていただきました。

以上です。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私の方からは、22ページの款3、項1、目9、節19の負補交、民生委員児童委員協議会活動費等補助金です。30万1,000円の減額となっております。こちらの方、予算計上は定数であります25名で計上させていただいておりまして、実際、今活動いただいておりますのが22名ですので、その分の減額となっております。

続きまして、23ページ、目12の障害福祉費の19負補交の手話奉仕員養成研修事業負担金の7万4,000円の減額ですが、こちらの方は1市4町で開催しております研修会でしたが、コロナの関係でなくなりました。定員は30名となっております。

以上です。

税務課長 はい。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

議第14号、20ページですけれども、徴税费、賦課徴収費の委託料の件についてのお尋ねけれども、固定資産評価業務委託料の執行残でございます。何かやめたということではございません。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

議第14号、一般会計の補正予算の22ページの目10介護保険事業費の委託料の減額につきましては、こちらにつきましては、コロナの関係で上半期の事業の方を中止させていただきましたので、下半期分は一応参加の方はさせていただいております。その執行残が出た分の減額となっております。

議第15号、国民健康保険事業の補正予算の資格と短期の人数ですけれども、資格4、短期71でございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、高橋さん。

高橋議員 それでは、6 ページの定住自立圏環境・ごみ処理部会の説明はいただけたんですけども、この定住自立圏で取り組まれている、今後ごみ施設をどうするかという様子を知りたかったんですけども、何せ、私たちはそこには聞きに行けませんので、公開されているそういう広域の議会は傍聴できますけれども、今、新ごみ処理施設についてどういうところまで話が進んでいるんだとか、どういう、今、問題点が指摘されているのかとか、そういう町長なり、担当課が参加されている、そういう協議会なり、話合いがどこまで進んでいるんだというのを教えてほしいんです。そして、そこで町としてどんな意見を述べている、その説明はいただきたいと思いますけど。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 彦根愛知犬上の行政組合におきましてのごみ処理施設建設地が西清崎で決まって、その中で地元とのいろんな協議をされている最中です。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい。

高橋議員 それでは、もっと詳しく、例えばこういう議題がありまして、そしてその方向についてはこういう意見を言いましたとか、そういうのは、町長は、また担当課は、特に豊郷町としてはこう思います的な意見は全く発しておられないんでしょうか。そのことを教えてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 管理者の方が地元との協議をされている最中です。

以上です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 議第14号令和2年度豊郷一般会計補正予算（第10号）ですが、これも委員会に付託をされる予定になっておりますから、詳しいことはそれに譲りまして、

総括的な部分についてのみ質疑をさせていただきます。

6 ページに繰越明許で、説明も提案の中になかったんですが、5 つの事業が繰越明許になっています。昨年度の決算で、実はこの繰越明許事業での一部が不用額に決算でなっておりました。こういうことがあるのかなという疑問を提示したことがございますが、そういう懸念から、この5 つの事業それぞれについて繰越明許にせざるを得なかった原因、それから不用額が出ないようにこの繰越明許の次はもう来年度、執行しなければなりませんから、執行の見通しについてそれぞれ説明を求めます。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は、1 行目の総務費、総務管理費、電子計算管理費についてでございます。繰越しをさせていただく理由としましては、この予算につきましては、今のサーバー室から新庁舎ができたときにサーバー室の機器を移転する費用を見込んでおりました。当初の予定では、年度内から来年度頭にかけて移動をする予定でしたので、今年度予算を見ておりましたが、工事の進捗でどうしても来年度にかかってしまうということですので、繰越しをさせていただいております。見通しとしましては、間違いなく執行をさせていただきます。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

定住自立圏環境・ごみ処理部会の279万4,000円につきましては、先ほども述べさせていただきましたとおり、プラスチックごみのどういうふう処理するのかというアンケートがございまして、それで、彦根市とあとの4町の方が全く別方向の住民の意見結果でございましたので、1市4町の計画を統一するには、意見調整するにはまだ時間がかかるということで、今回繰越しの方をさせていただきました。

見込みにつきましては、組合の方からはこの意見調整の方を8月までには決定していただきたいということでお聞きしております。

以上です。

地域整備課長 はい、議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

6 ページの農業費、団体営農業水路等長寿命化事業費 5 7 6 万 4, 0 0 0 円につきましては、こちら、龍ヶ池揚水機場の関係で実施設計費から揚水機試験の費用を充てておりますけれども、補助金の関係上、来年度実施する、また揚水機の検査につきましては、水の一番ある時期ということで、4 月、5 月にするというので今のところは計画をしております。

8 土木費、道路橋梁費、社会資本総合整備事業 5, 9 5 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、今、皆さんにご説明させてもらっています歌詰橋の部分の費用と、ただいま吉田秦荘線、吉田愛知川線道路改良工事の測量設計の方に入っているんですけれども、こちら、官民境界等をさせていただいておりますけれども、地元の協議等に日数を要しております、今年度完成が不可能となりましたので、来年度で仕上げるということで予算に上げさせていただいております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは、4 つ目の農業水産業費、2 林業費、ビワイチ森づくり事業につきまして、ご説明申し上げます。こちらの方、第 7 2 回の全国植樹祭が令和 3 年開催予定でしたが、令和 4 年に延期されたもので繰り越しました。執行見込みにつきましては実施する予定です。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 まず、議第 1 4 号令和 2 年度豊郷町一般会計補正予算(第 1 0 号)で、まず 1 0 ページです。1 0 ページの歳入のところの款 1 町税、項 1 町民税、目 2 の法人で、ここで現年度課税分が 1, 0 1 2 万 5, 0 0 0 円減額。これ、新型コロナ関係で、町内でも中小企業や一人親方、業者など、こういった方々の営業収入は減っていますから、そういった関係で国が行う持続化給付金の申請もされた方がいらっしゃるんですが、今回、この持続化給付金を申請された方に対する減免制度というのはあるんですが、ここでは、まずお聞きしたいのは、町内で持続化給付金の申請をされた件数は何件かというのをちょっと示してください。今、3 月 1 5 日が確定申告なので、この持続化給付金も一時所得として収入算定されることになっていますので、やっぱりそういう関係する方々にとっては、税の減免というの

はずごく死活問題で、固定費とか増えて、収入はあってもマイナスだという人も結構いらっしゃいますが、こういったことで、豊郷で町内の中小業者、こういう方々に対して、どういうふうにご考えておられるのか、そのことをご聞きしたいです。

続いて、14ページの款16財産収入、ここの中で目1不動産売却収入で、その土地売却収入、減額63万9,000円。町有地売却収入の減額、また2建物売却収入の減が14万ですね。これの不動産売却収入、当初予算991万9,000円からこの77万9,000円減額なんですけど、この不動産売却収入の現年度の予定とその事業実績、この減額に至った中身についての説明をしてください。

続いて、15ページですが、ここで款18繰入金の目1財政調整基金繰入金、これは補正前よりも1億3,505万7,000円の減額ということで書かれておりますが、この減額をした時点での3月末の財政調整基金の総額は幾らになるのか、それをちょっと提示してください。

それから、16ページにありますけど、ここで款21町債、目5の減収補てん債ということで、今回、町税等の減収分という形で2,350万の減収補てん債を町としては、借金をするということですが、減収補てん債に対しては、一定、国からの補填もありますけど、今の時点で、2,350万で現年度はこの減収補てん債を上げて、この分のうち、本来は国がほとんどこれを交付税にちゃんと補填すべきだと私は思っていますが、今の時点では、どれだけ国は補填するのか、負担をするのかと言っているのか、全額補填するのか、そのことをちょっとお聞きしたいです。

そして、歳入分はそれで、歳出の方は28ページ。28ページの款8土木費の中で、目1土木総務費で、この節19負補交の中で、安全・安心住宅支援事業費補助金が減額90万ということで、住宅リフォーム補助金というのが何件あったのか、また使い勝手をよくするためにどういう工夫をされたのか、今年度の取組について説明をしてください。

それで、続いて、29ページ。29ページのここ、項4住宅費の中で、目2改良住宅管理費というところで、節の部分で15番、工事請負費、マイナス1,355万、改良住宅物置撤去工事、また22番の負補交で、物件補償費130万、これは町が改良住宅の譲渡事業に関して予算化した中で、こういう減額が出ているんですけど、実績として、今の現在、どういうふうにご今年度は進んだのか、ちょっとそのことを説明してください。

続きまして、議第19号の方です。令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算

(第3号)、これにつきましては、まず今年度末で、豊郷町での下水道を引いている加入世帯数というのは何件あるのでしょうか。

それから、うちの方は100%、面整備できていますので、町の下水道加入普及率はどのくらいに今なっているのか、そのことを説明してください。

それから、2ページの支出の方なのですが、この支出の方の下水道事業費用というところで、2の総係費というのがありまして、その中に、節5で法定福利費というのがあって、予定額は237万7,000円で、今回の増額補正18万を入れて、255万7,000円ということですが、この法定福利費の算定はどういうふうにするのか、また今回は増額になった原因は何なのか、このことについて説明をお願いいたします。

以上です。

税務課長 はい。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第14号、10ページ、町税、町民税、法人の減額についてのお尋ねだと思いますけれども、減額根拠につきましては、持続化給付金の制度は関係なく、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における徴収猶予による減額でございます。

なお、持続化給付金につきましては、担当課長である産業振興課長より答弁があらうかと思えます。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えします。

人権政策課ということで、14ページ、不動産売払収入、1土地売払収入ということで、63万9,000円の減額でございますが、当初、譲渡予定のところ11件ございまして、今回、今年度7件の見込みを立てております。それでマイナスの63万9,000円の減額補正ということになっております。建物につきましても、当初11件から7件ということで、14万円の減額でございます。

続きまして、15工事請負費でございます。こちらの方も譲渡予定で、当初4棟の工事をする予定でございました。実績といたしまして、もう今年度終わっておりますが、1棟、執行386万1,000円ということで、1棟実績がございます。残りの1,355万円を減額補正する予定でございます。

22の補償、補填及び賠償金につきましては、130万の減額でございますが、

譲渡予定、こちらも当初11件ということで見ていまして、譲渡予定見込みが7件でございます。この差額の130万を減額補正させていただいた次第でございます。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

まず、15ページの款18繰入金の目1財政調整基金繰入金の補正予算後の残高はどれだけかということについては、6億9,871万4,000円を今残高として見込んでおります。

次に、16ページの減収補てん債についてですが、今、2,350万を町債使用としておりまして、そのうち75%が交付税で返ってくる予定です。10年間の借入れを予定しておりますので、約2,000万ほどの交付税バックがあると思っております。

以上です。

地域整備課長 はい、議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

私の方は、28ページ、土木費、土木管理費、土木総務費の19負補交の安全・安心住宅支援事業費補助金についてですけれども、2月22日現在で22件の申請がございます。また、取組につきましては、広報とよさとで住民さんに周知をしております。

以上です。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、私から、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)のご質疑についてお答えをいたします。

お聞きいただいております戸数の件につきましては、見込みとしては2,455戸を見込んでおります。

また、水洗化率ですが、普及率については、先ほど言っておりましたように、ほぼ100%ということがございますが、水洗化率につきましては、今年度88%から90%ということを見込んでおります。

そして、2ページの支出でございます。この法定福利費でございますけれども、これにつきましては、社会保険料等の事業者負担分ということで今回補正をさ

せていただいております。内容としては、職員の時間外の増加といったことがありましたので、標準報酬額が上がったといったことから、今回、法定福利費の負担額も増えたということでございます。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の10ページの中で持続化給付金の件数についてのお尋ねでした。ご存じかと思うんですけども、こちら、経済産業省が行っている給付金でございまして、私も以前、本町の件数を調べようと思って、ネット等で検索の方をさせてもらったんですけども、今のところ、まだ各市町のちょっと給付件数等については公表されておりましたので、把握の方はできておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 14号につきましては、今、コロナ不況で非常に町内の中小業者の皆さんの経営と暮らしは厳しくなっておるんですが、現年度減収分の町で、こういった中で、町としては法定減免もありますし、コロナ禍に対して町独自のこういった減免措置はできるんですけども、今年度の方は来年度、4月1日以降に課税額が決まってきますが、これに対して、町としては、こういった今のコロナ不況の中でどういうふうに町内の中小業者の税的な支援をするのか、営業を補償していくのか、どういうふうに考えているのか。産業振興課の課長の方から「持続化給付金の件数はまだ国が公表していないから分かりません」とおっしゃいましたけれども、そういう問合せとかもありますし、商工会に聞けば、どのくらい申請したかも分かるし、そういう手だてをすれば、大まかな数字は出てきます。だから、こういうものは、やはり地域の中小業者を守る、営業を守る、暮らしを守るといふ、そういった姿勢をぜひ町もということを積極的に考えていただきたいと思うんですが、委員会まででいいですから、そういう関係団体にも聞いて、調べていただけますか。お願いします。

それから、15ページの繰入金の問題で、財政調整基金、今回ちょっと繰入れを減らすという形になっておりますが、また新年度で、これまた繰入れを予算化されておりますけれども、やっぱり財政調整基金というのが非常に町政運営のいろんな問題に対して一番有効的なという資金源になるわけですね。豊郷では昨年、そういう定額給付金の上乗せもしていただきました。でも、今の状況でい

くと、やはりこれからもっといろんなことが起こる、こういったことも、社会的に懸念される時代に入ってきましたので、今後の財政運営の指針としては、どういうふうに考えているのか。担当課でも、町長でも結構ですので、どういうふうにお考えになっているのかを説明してください。

それから、不動産売払収入で、今、人権政策課長が説明していただきましたが、町有地売払収入7件、当初11件、その4件未執行になるというのはどこなんですか。はっきり、場所を説明してください。建物売払収入も未執行というのはどの件なのか。件数だけじゃなくて、やはり町有地の管理の問題もありますので、ちゃんと未執行部分の説明をしてください。

それから、29ページの改良住宅譲渡事業に関するこの事業費の減額措置の話ですけれども、今年度は11棟を対象にしている。だから、1棟しか実績がなかったと。この未執行がこういうふうにかつたことは、何が原因しているんですか。このことをちゃんと分析、それからそれに対する対策を組まなくては、ただ予算化したらいいというもんじゃないんですね。そういったことをぜひ議会に対しても真摯に発言をしていただきたいと思いますと思いますが、この未執行に至った原因、またこれに対して、どういう対策を取らなくてはいけないと考えているのかを説明してください。

続いて、下水道の補正についてですけれども、下水道加入世帯はもう9割を超えているという話ですが、下水道を引きたくても引けないという世帯が今何件ぐらいあるんですか。高齢者で後継ぎがいなかったりか資産的な余裕がないとか引き込みに対する工事費が払えないとか、いろいろ理由はあると思うんですけど、現実的に、豊郷は県下の中で非常に下水道の普及率が高いんですが、引けないと、引く予定もないとおっしゃっている戸数は、現在何戸あるのか、そのこともちょっと説明をお願いいたします。

総務課長 はい。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えします。

財政調整基金の今後の見通しはどう考えているのかということですが、まず令和3年度に3億5,423万8,000円を取り崩して、残高が3億4,577万9,000円と見込んでおります。そこで、過去の基金の推移についてなんですけれども、大まかな金額で言っていきますと、平成13年度は4億8,000万程度でした。それが徐々に増えていきまして、一番多いときで平成30年度が14億4,800万円ほどある状態になっております。そこから、工事とか庁舎の建て替えがあつて、今、ちょっと取り崩しているところがございます。豊郷

町の財源から見ますと、やはり財政調整基金を積み立てるということが必要かと思っております。大体、いろんな市町でも町の財源の大体10%から20%を確保したいという思いがあります。豊郷町は20%ほどを確保できればと思っております。

以上です。

人権政策課長

はい。

河合議長

西山人権政策課長。

人権政策課長

今村議員の再質疑にお答えいたします。

14ページの11件を予算で見えておいて、7件の実績でございます。残り4件の未執行分について明確にされたいということでございますが、11件、この当初予算を立てる段階においては、平成29年、30年にアンケート調査を行っております。それに基づいて、譲渡推進の方を行わさせていただいております。11件、予定は当然してはいますが、11件に対して11件丸々譲渡を行う、そのまま交渉が進むということは現実的ではございませんし、4件残っている分はどこかというご質問でございますが、当然、売れた方についても個人情報がございますので、その辺についてはお答えしかねます。

それと、30ページの工事請負費の部分でございますが、当初4棟を見込んでいまして、実績が1棟というのは、議員ご存じのとおり、分離可能な住宅と分離不可の住宅がございます。当然、分離可能な住宅の方から推進していく所存ではございますが、なかなか交渉等の関係もございまして、分離可能の実績が1棟ございましたので、残り部分に関して、残数に対してマイナスの補正を組ませていただいた形になります。

以上です。

上下水道課長

はい、議長。

河合議長

森本上下水道課長。

上下水道課長

それでは、今村議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど、水洗化率が88%から90%の見込みということでお話をさせていただきました。正確な数字については決算上で出てくるものと考えまして、今現在2,455戸で見込んでおりますので、約294戸から約245戸の方がまだ接続をされていないというふうに見ております。この方々の原因につきましては、現在浄化槽を使っておられるおうち、そしてまた接続がなかなか困難やというおうちについては、高齢者の方で1人で住んでおられる方、改修についてお金がかかりますこともありますので、そういったことでなかなかつなげないといった状況が現在表れております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第14号令和2年度豊郷町一般会計補正予(第10号)を予算決算常任委員会に、議第15号令和2年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第16号令和2年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)、議第17号令和2年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)を文教民生常任委員会に、議第18号令和2年度豊郷町水道事業会計補正予算(第3号)、議第19号令和2年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第3号)を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第14号を予算決算常任委員会に、議第15号、議第16号、議第17号を文教民生常任委員会に、議第18号、議第19号を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。ご審議のほどよろしく願いたします。

それでは、ここで昼食のために暫時休憩をいたします。再開は13時で。

(午前11時38分 休憩)

(午後 0時56分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第22、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算から日程第27、議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算から議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算等について、一括

してご説明を申し上げます。

初めに、令和3年度、国の地方財政対策では、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減収となる中、地方が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について不交付団体を除く交付団体ベースで、実質令和2年度を2,414億円上回る額を確保して対応することとされました。

さて、本町の財政状況は、令和元年度決算において、税収及び普通交付税が増加したことにより、全体の一般財源は増加しました。こうした中において、継続的、安定的財政運営のために財政調整基金及び各特定目的基金に積立てを行い、財政健全性を確保したところではありました。元年度から本格的に事業を開始した役場庁舎建て替え事業による普通建設事業費の増加、また社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。令和3年度当初予算の基本方針としては、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の減収を反映し、大規模事業については、既に着手済みのもの及び取組が具体化しているもので協議を了しているもの以外は原則認めないこととしました。自主財源の確保が難しい状況ではございますが、歳入歳出予算の整合性を保てたところであります。

それでは、一般会計52億4,400万円、対前年度当初比2億9,200万円の増、5.9%の増となっております。当初予算額については、その規模の推移を見てみますと、地域デジタル社会推進費（仮称）の創設による普通交付税等の増加及び債務負担行為の最終年度を迎える庁舎建て替え整備工事の実施等により、令和3年度当初予算総額としては増加しております。

また、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、さらなるステップアップとなるよう町民と行政が一体となって、「一生青春 みんなで安心 元気なまち」の実現に向けて、取り組んでいく方針の下、予算編成を行い、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、防災事業等に係る各種経費を計上し、積極的な事業展開を行い、昨年度比5.9%増の52億4,400万円となりました。

次に、議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

豊郷町国民健康保険事業特別会計予算の総額は8億4,840万4,000円で、1.7%の減であります。

歳入については、国民健康保険税1億2,606万3,000円、使用料及び手

数料14万5,000円、県支出金6億2,483万8,000円、財産収入4万6,000円、繰入金9,515万5,000円、繰越金2万2,000円、諸収入213万5,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,718万9,000円、保険給付費6億257万1,000円、国民健康保険事業費納付金1億9,678万9,000円、共同事業拠出金1,000円、保健事業費2,119万円、基金積立金4万6,000円、諸支出金61万8,000円を計上しております。

次に、議第22号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険事業特別会計予算の総額は7億358万9,000円で、2.2%の減であります。

歳入については、保険料1億3,980万2,000円、使用料及び手数料4,000円、国庫支出金1億4,973万3,000円、支払基金交付金1億7,694万5,000円、県支出金9,737万7,000円、財産収入1万1,000円、繰入金1億3,935万円、繰越金36万3,000円、諸収入4,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費3,861万6,000円、保険給付費6億5,084万9,000円、地域支援事業費811万7,000円、基金積立金564万4,000円、諸支出金36万3,000円を計上しております。

次に、議第23号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業特別会計予算の総額は7,278万6,000円で、3.8%の増であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料4,836万9,000円、使用料及び手数料3,000円、繰入金2,421万1,000円、繰越金1,000円、諸収入20万2,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費658万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,600万3,000円、諸支出金20万1,000円を計上しております。

次に、議第24号令和3年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度の水道事業の予定量は、第2条記載のとおり、給水戸数2,508戸、年間総給水量78万4,726立方メートル、一日平均給水量2,150立方メートル、一日最大給水量は2,442立方メートルであり、主な建設改良事業としましては、配水管設備改良費5,199万9,000円を予定しております。

第3条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を2億721万7,000円、支出総額2億2,203万5,000円としております。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を6,776万2,000円としており、第5条の企業債の限度額は1,570万円とし、起債の借入れ方法を証書借入、利率を3%、償還の方法を、政府資金については、その融資条件により、また銀行その他の場合には、その都度協定するものであります。

第6条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第22款水道事業費用のうち、第1項営業費用または第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合としており、第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,522万4,000円とし、第8条の他会計からの補助金として、職員給与費相当額を受け入れ、1,522万4,000円と定めております。

なお、3ページの注記表のIに記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

次に、議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和3年度の下水道事業の予算量は、第2条記載のとおり、接続戸数2,490戸、年間総排水量102万9,153立方メートル、一日平均排水量2,820立方メートル、主な建設改良事業としましては、管路施設改良費5,290万円を予定しております。

第3条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を3億5,543万円、支出総額を3億1,060万円としております。

第4条記載の資本的収入及び支出につきましては、支出的収入の総額を8,404万3,000円とし、支出につきましては、資本的支出の総額を1億9,855万1,000円としております。

第5条の企業債の限度額は3,690万円とし、起債の借入れ方法を証書借入、利率を3%、償還の方法を、政府資金については、その融資条件により、また銀行その他の場合には、その都度協定するものであります。

第6条記載の予定支出の各項の経費の金額の流用は、第51款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、または第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合としております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,908万7,000円とし、第8条の他会計からの補助金として1,826

万3,000円を受け入れ、なお3ページの注記表のIに記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

以上、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算から議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算等について、提案説明をさせていただきました。

詳細につきましては、担当の課長から補足説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げ、またご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算の説明をいたします。

まず、当初予算案主要施策の概要の4ページから説明していきます。

5、一般会計歳入予算の構成を説明します。

歳入の主な増減については、町税が新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少に伴う法人町民税の減及び固定資産税の軽減措置の影響により、3,522万7,000円の減、3.6%の減となっております。地方特例交付金が新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付に伴い、その交付見込額を反映したことにより1,991万円の増、282.8%の増、地方交付税が地域デジタル社会推進費(仮称)の創設により、普通交付税が増額することに伴う1,300万円の増、1%の増。町債が庁舎建替整備工事に伴う公共施設等適正管理推進事業債(市町村役場機能緊急保全事業債)の増加及び臨時財政対策債が増加したことにより1億7,050万円の増、49.9%の増となっております。自主財源及び依存財源の構成比については、予算額で自主財源比率が1.3ポイント減少し、依存財源比率が1.3ポイント増加しました。

次に、6ページ、一般会計支出予算の構成です。

(1) 目的別主な増減は、総務費が後期の最終年度を迎える庁舎建替整備工事による普通建設事業費の増加及び令和3年度に執行される衆議院議員総選挙の実施に伴い、3億6,192万3,000円の増、30.5%の増。民生費が児童措置費に係る施設型給付費などの増加及び在宅高齢者の支援事業などの助成により4,452万9,000円の増、3%の増。農林水産業費は農業用排水施設に対し、長寿命化対策を実施し、施設機能保全を行う団体営農業水路等長寿命化事業費の増加により831万1,000円の増、10.4%の増。土木費は社会資本総合整備事業に係る歌詰橋補強・補修の工事費の増加により6,863

万5,000円の増、15.6%の増。消防費は前年度消防車購入事業により増加しましたが、今年度はその事業が完了したため、863万5,000円の減、4.6%の減。教育費は前年度GIGAスクール構想事業により増加しましたが、今年度はそれによるネットワーク敷設費及び端末購入費などの事業が完了したため、1億628万9,000円の減、13.8%の減となっております。

次に、8ページ。

(2) 性質別です。主な増減は、物件費が前年度GIGAスクール構想事業に係る委託料及び備品購入費の増加により大幅に増加していましたが、今年度はその事業が完了したことにより1億1,834万6,000円の減、11.2%の減。補助費などが彦根愛知犬上広域行政組合による中山投棄場の移設に伴い、東近江市所在の不燃ごみ中継基地に係る負担金が増加したことにより5,275万4,000円の増、9.9%の増。普通建設事業費が庁舎建替整備工事に係る工事費及び歌詰橋補強・補修工事の実施で大幅に増加し、3億5,678万8,000円の増、79.9%の増となりました。この結果、投資的経費が前年度と比較して3億5,678万8,000円の増、79.9%の増となりました。

それでは、次に、令和3年度豊郷町一般会計予算書及び説明書から説明いたします。

国が地方税の確保をしていただいたため、令和2年度と同様の予算が組めております。ですので、私からは新規と拡充を中心に説明いたします。

歳入では13ページ、款1町税、項1町民税、目1個人2億6,988万8,000円で、1,621万6,000円の減。

次に、下段、目2法人6,111万4,000円で、341万7,000円の減。

13ページです。款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税5億1,196万9,000円、1,209万9,000円の減です。

次に、14ページ、款1町税、項4たばこ税、目1たばこ税7,503万1,000円で、502万8,000円の減。

17ページ、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金2,695万円で、1,991万円の増。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税13億5,300万円で、1,300万円の増。

33ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目3ふるさと応援寄附基金繰入金4億740万円で、7,490万円の増。

次に、41ページ、款21町債、項1町債、目1臨時財政対策債1億4,890万円で、5,090万円の増となっております。

次に、歳出に移ります。

44 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、町制施行50周年記念事業及び庁舎竣工記念事業として2,920万円、これは新規でございます。

48 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費、豊郷駅駐輪場整備として894万7,000円、これは新規です。目では施設整備費となっております。

次に、50 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目10 地域づくり推進事業費、自治会施設整備事業補助金800万円、これは拡充です。

同ページ、下段、ふるさと応援寄附基金積立金、豊郷小学校旧校舎管理基金積立金3億33万円、これは拡充です。

次に、同じページ、下段、款2 総務費、項1 総務管理費、目11 電子計算管理費7,667万2,000円、これは拡充です。

54 ページ、款2 総務費、項4 選挙費、目3 衆議院議員総選挙費、衆議院議員の選挙費827万6,000円、これは新規です。

次に、58 ページ、款3 民生費、目1 社会福祉費、目2 老人福祉費、高齢者支援事業のうち、権利擁護サポートセンター事業183万円、在宅高齢者支援助成金1,040万円、これは新規と拡充でございます。

次に、71 ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生費、乳児生活支援助成金250万円、これは拡充です。

次に、76 ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 老人保健事業費、一生青春事業評価および業務改善支援業務委託料35万8,000円、これは新規でございます。

次に、81 ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目4 農地費、団体営農業水路等長寿命化事業886万9,000円、新規。予算書では施設整備費となっております。

82 ページ、同目で県営かんがい排水事業273万4,000円、新規。

95 ページ、款10 教育費、目1 教育総務費、目3 教育振興費、情報教育推進事業費では、12 委託料、図書館司書人材派遣委託料336万6,000円、教育情報セキュリティポリシー改訂支援217万8,000円。

13 使用料及び賃借料2,095万8,000円、これは拡充でございます。

次に、102 ページ、款10 教育費、項2 小学校費、目5 豊郷小学校整備費、豊郷小学校改修事業として1,902万1,000円、これは新規でございます。

次に、105 ページ、款10 教育費、項3 中学校費、目3 学校整備費、中学校

改修事業として451万円、これは新規、耐力度調査と記載されています。

以上、説明を終わります。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、まず私の方から、議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算から議第23号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

それでは、まず議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算について説明をいたします。

歳入では7ページ、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税1億2,606万3,000円、前年度から540万7,000円の減額、率にして4.1%の減ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により課税所得の減少が見込まれることから、減額計上となっております。

8ページ、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億2,344万1,000円、前年度から1,115万9,000円の減額、率にして1.8%の減ですが、保険給付費の減に伴います普通交付金の減となっております。

9ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金9,515万5,000円、前年度から476万円の増額、率にして5.3%の増ですが、人事異動に伴います職員給与費等の増となっております。

続いて、歳出では、13ページ、款2保険給付費、項1療養諸費5億1,932万6,000円、前年度から2,155万6,000円の減額、率にして4%の減ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響もあり、滋賀県の医療費推計の伸びが鈍化していることに伴う減となっております。

続いて、14ページ、項2高額療養費7,863万1,000円、前年度から473万5,000円の増額、率にして6.4%の増ですが、入院等の高額医療費が近年増加傾向にあるため、増額の方を見込んでおります。

15ページ、項6傷病手当金諸費19万2,000円の皆増でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金1件分を見込んでおります。

また、款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分371万7,000円の減額、項2後期高齢者支援金等分132万3,000円の増額。

16ページ、項3介護納付金分6万1,000円の減額については、令和3年度の県の納付金算定の結果によるものでございます。

議第21号については以上でございます。

続きまして、議第22号令和3年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入では、32ページ、款1保険料、項1介護保険料1億3,980万2,000円、前年度から511万5,000円の減額、率にして3.5%の減ですが、第8期介護保険事業計画において、介護保険料の基準額を第7期の基準月額6,480円から6,400円に引き下げたことに伴う減となっております。

続いて、33ページ、款3国庫支出金、項2国庫補助金3,431万4,000円、前年度から212万8,000円の減額、率にして5.8%の減ですが、調整交付金の交付見込みが大幅に減少したことによるものでございます。

続いて、35ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金1億3,101万6,000円、前年度から968万8,000円の減額、率にして6.9%の減ですが、人事異動に伴います職員数の減によるものでございます。

36ページ、款7繰入金、項2基金繰入金833万4,000円、前年度から447万5,000円の増額、率にして116%の増ですが、第8期介護保険事業計画において、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料を引き下げることとしましたので、その分の増となっております。

歳出では、39ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費6億271万4,000円、前年度から565万3,000円の減額、率にして0.9%の減ですが、第8期計画に基づきます給付費を計上しております。

40ページ、項2介護予防サービス等諸費775万1,000円、前年度から355万円の増額、率にして84.5%の増ですが、令和2年度の予防サービスの増加分を踏まえた第8期計画に基づく給付費を計上しております。

42ページ、項6特定入所者介護サービス等費2,504万1,000円、前年度から275万9,000円の減、率にして9.9%の減ですが、第3段階の区分の見直しに伴います減額分となっております。

43ページ、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業費349万4,000円、前年度から646万9,000円の減額、率にして64.9%の減ですが、人事異動に伴います職員の減によるものでございます。

44ページ、款4基金積立金、項1基金積立金564万4,000円、前年度から277万7,000円の増額、率にして96.9%の増ですが、第8期計画に基づく初年度の歳入超過分の積立金を計上しております。

議第22号については以上でございます。

続きまして、議第23号令和3年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入では、59ページ、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料4,836万9,000円、前年度から177万9,000円の増額、率にして3.8%の増ですが、滋賀県後期高齢者医療広域連合から提示されました負担金に基づき、計上の方をしております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金2,421万1,000円、前年度から90万5,000円の増額、率にして3.9%の増ですが、人事異動に伴う人件費の増によるものでございます。

続きまして、歳出では、62ページ、款1総務費、項1総務管理費644万2,000円、前年度から90万1,000円の増額、率にして16.3%の増ですが、人事異動に伴います人件費の増によるものでございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金6,600万3,000円、前年度から178万3,000円の増額、率にして2.8%の増ですが、後期高齢者医療広域連合から示されました負担金に基づき、計上しております。

当課の方からは以上です。

上下水道課長

はい、議長。

河合議長

森本上下水道課長。

上下水道課長

私からは、議第24号令和3年度豊郷町水道事業会計予算から議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計についてご説明を申し上げます。

まず、議第24号令和3年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明いたします。

収益的収入では、8ページ、款、水道事業収益、項、営業外収益、目、補助金1,524万4,000円は、職員給与費などであり、目、他会計負担金1,065万6,000円については、繰り出し基準に基づきます統合前の簡易水道の建設改良について発行された企業債に係る利子償還金の2分の1を併せて一般会計から繰入れを行うものでございます。

次に、収益的支出では、9ページ、款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費として3,811万5,000円を見込んでおり、その主な内容は、委託料として浄水場包括管理委託1,309万円、目標設定項目である農薬類の水質検査105万2,000円、管路の漏水が発生した場合に緊急対応するための水道漏水待機業務132万円、メーター検針298万7,000円を見込んでおります。

続いて、10ページ、目、総係費委託料として、公営企業会計に係る相談業務や監査業務に対する会計支援業務176万円、平成29年度に策定した水道ビ

ジョンに基づいた水道事業基本計画270万6,000円、11ページ、会費負担費に水道技術管理者の資格取得のため、水道技術管理者資格取得講習26万円を計上いたしました。

次に、資本的収入では、13ページ、款、資本的収入、項、負担金、目、他会計負担金5,206万2,000円については、繰り出し基準に基づきます元金償還金の2分の1を一般会計から繰り入れるものです。

続いて、資本的支出では、14ページ、款、資本的支出、項、建設改良費、目、配水管設備改良費5,199万9,000円を計上しており、委託料として、北部地区配水管耐震化工事設計375万1,000円、計量法に基づきますメーター交換委託191万9,000円、建設改良費として浄水場の耐用年数による計画的な水道施設機器更新工事3,442万7,000円、北部地区配水管耐震化工事1,012万円、高野瀬地先配水管布設替舗装本復旧工事178万2,000円を計上しており、また南部浄水場の配水池耐震化及び緊急遮断弁設置工事が完了する予定に伴いまして、目、配水管設備改良費は、前年度と比較して2億3,943万3,000円の減となっております。

以上、主な内容といたします。

続いて、議第25号令和3年度豊郷町下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

収益的収入では、8ページ、款、下水道事業収益、項、営業外収益、目、他会計補助金1,826万3,000円は職員給与費であり、項、営業収益、目、雨水処理負担金537万3,000円、項、営業外収益、目、他会計負担金8,426万5,000円については繰り出し基準に基づきまして、一般会計から繰入れを行うものです。

次に、収益的支出では、9ページ、款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管渠費として2,437万3,000円を見込んでおり、その主な内容は、委託料として下水道への排出基準に係る水質検査委託121万9,000円、下水道管路施設台帳の整備に係る下水道管理システム委託547万8,000円、町内4か所に設置しておりますマンホールポンプの維持管理委託126万5,000円、下水道本管の管路清掃及びマンホール目視調査委託550万円、10ページに、管路の内部状況を調査するための本管カメラ調査委託594万円を計上しております。

次に、同じく10ページ、目、総係費、委託料として公営企業会計に係る相談業務や調査業務に対する会計支援業務176万円を計上し、11ページに、滋賀県の汚水処理施設である浄化センターへの汚水処理負担金として、目、流域下水

道維持管理負担金 6,394万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入では、13ページ、款、資本的収入、項、企業債3,690万円、項、補助金、目、国庫補助金1,287万円を建設改良費の財源として計上し、また項、負担金、目、他会計負担金2,869万3,000円については、繰り出し基準に基づきます一般会計からの繰入金となっております。

次に、資本的支出では、14ページ、款、資本的支出、項、建設改良費、目、管渠築造費3,174万1,000円については、大雨による浸水被害軽減するための対策に係る雨水流出解析調査委託2,333万1,000円、また総合地震対策工事に係る総合地震対策工事設計積算委託253万円、工事請負費588万円を計上しており、目、流域下水道建設費として、滋賀県の施設であります汚水処理浄化センターの更新、改良に係る流域下水道建設事業市町負担金2,115万9,000円を計上しております。

以上、下水道の主な内容のご説明といたします。よろしくお願いたします。

河合議長

以上で、全ての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑ありませんか。

高橋議員

はい、議長、6番。

河合議長

高橋さん。

高橋議員

それでは、令和3年度豊郷町一般会計予算につきまして、質疑をさせていただきます。

まず、21ページです。教育費使用料というのが計上されています。教育施設使用料、公民館の使用料とか、敷地使用料などなんですけれど、その下の文化ホール使用料を含めまして、こういう公共施設の利用の皆さんがこのぐらいは使うだろうなという稼働率と比べて、私たちの町のいろんな施設はどんな具合でしょうか。それを説明してください。

そして、その前の20ページのいきがい協働センター使用料なんですけれども、昨年度より半分ほどに減っているんです。この事業については、今後、どんな工夫をしようと思っているのかなど、説明をしてください。せっかくある施設ですので、どんどん使っていただけるような方に持っていったらと思うんですけれど、いかがでしょうか。

28ページの3、衛生費県補助金の中で、これは3つ目の項目、自殺対策強化事業費補助金とあります。私たちの町で自殺の方があったとか、そんなのはほとんど伝わってきていませんけども、一般的に、今、すごく自殺は増えているということも聞いていますので、こういう活動に対する町としての今後の期待とか

特に力を入れたい点とかがありましたら、説明をしてください。

続きまして、35ページの諸収入の中の2中小企業融資資金貸付に関する小口簡易資金預託金が上がっているんですけども、最近0が続いているということなんですけれども、これはそういう事業があるということが周知徹底されていないのではないかなと危惧するんですけども、どのようにこういう制度があって、こういう形で使えますよという周知徹底などは、今後どうしていかれるのかを説明してください。

続きまして、40ページの節10教育費雑入とありまして、ここに社会福祉協議会施設使用料というのが上がってまして、昨年度よりも減額されているんですけど、これはどういう背景があったのかを説明してください。

その下の滞納処分費とあります。これが6万6,000円なんですけれども、令和元年度は84万9,000円、2年度は25万8,000円などと大体たくさん額があったんですけど、今回はめちゃ少ないという、この背景を教えてください。

続きまして、町制施行50周年記念および庁舎竣工記念御礼とありまして、44ページです。44ページの記念行事に関するものだと思うんですけども、説明書の方には292万とあったと思うんですけども、ここには165万上がっています。ほかにどういうことを考えておられるのかというのを説明してください。

それから、48ページの工事請負費は、先ほど駐輪場というのをちょっとメモったんですけども、この工事はどんな感じの内容で、そして町内の業者に入札をお願いするのかなどもお願いします。

それから、49ページには、24積立金として自治区画再編整備基金積立金が上がっています。相当たまっていると思うんですけども、この事業は今後どういうことのために積み立てているのか、この事業が町民にとってどのように有効に事業化されたり、自治区に相談をかけたとか、そういう展望が持ってきているかどうかを教えてください。

続きまして、54ページ、衆議院議員の選挙費が上がっております。私、再々、一般質問などでも、とにかく政治的な関心を高めて、有権者がちゃんと権利は使えるような、そういう投票率アップを考えませんかと提案し続けていますけれども、今年は必ずこの総選挙があるんですね。投票率アップのための努力の具合をよろしくお願いします。

74ページですね。74ページの高齢者インフルエンザ予防接種委託料というのが上がっています。今年はコロナ関係もありまして、個人負担がなかったん

ですけれども、この計上の仕方というのはまた元に戻ってしまうんじゃないかと思うんですけれども、その背景を教えてください。

続きまして、82ページの県営かんがい排水事業、この場所とか、どういう内容を考えておられるのかを教えてください、私として町のどの部分が該当するのかということ。

86ページの道路橋梁費につきまして、12委託料及び14工事請負費があるんですけれども、これも議員に分かるように地図なり、事業名が書いた一覧表などの提示をお願いしたいんですけれども、今日は口頭で説明していただきたいなと思います。どこがどのように取り組まれるのかをお願いします。

88ページの改良住宅管理費の中の12委託料、これもそれぞれ上がりますので、これと多分連動するのが14の工事請負費かなと思うんですけれども、戸数とか事業の内容を教えてください。

それから、91ページです。91ページの備品購入費、これは災害対策費ですね。備品購入費として627万が上がっているんですけれども、今回はどういうものを考えておられるのか。そして、これもどの防災の部署に、何がどのくらいあるんだということが一覧表などで頂けたら、町民としては安心できるかと思うんですけれども、そういうのも説明をしていただきたいなと思います。

94ページです。教育振興費の中の、まず教育・保育支援員、報酬ですね。教育・保育支援員という方々の、多分時給でやっておられるんじゃないかと思うんですけれども、どのくらいで来ていただいているのかを教えてください。

それから、95ページに移ります。19の扶助費で要保護および準要保護児童生徒、この会計では何人くらいが該当するのでしょうか、説明をしてください。

それから、111ページの7図書館費です。この図書館費の中の報酬は176万上がっているんですけれども、例年だと館長さんとか司書さんのお給料はここに上がってきていたんじゃないかなと思うんですけれども、この予算書のどこに館長とか司書の報酬、歳費は上がってきているのか、教えてください。そして、司書の方の正職化というのは議論になったか、ならなかったか、そのこともお願いします。

一般会計はそれで終わりです。

それから、特別会計の第22号です。22号の介護保険事業特別会計予算につきまして、先ほどの補正予算のときにもお聞きしたんですけれども、町独自で、介護保険料を軽減するために繰入れというのは、何か罰則云々、そして法を破ってまでもという表現があったのがとても私は不思議なんですけれども、実際、繰入れをなさって、軽減に努力している市町村はあるんですね。じゃ、そういう自

治体が実際に、国からそういう罰則なり。

河合議長 高橋さん、今、何号ですか。2号じゃなかった。

高橋議員 22号です。介護保険。

この保険料のところで聞きます。この予算を組むに当たって、国などからのペナルティーがあるという情報があるのかどうかを教えてください。

以上です。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質問にお答えします。

まず、44ページの町制施行50周年記念および庁舎竣工記念御礼の報償費の中のことをお話ししていただけています。報告説明で言いましたのは、この事業に係る全ての額を説明させていただきました。これは報償費の中の165万でして、ほかには消耗品で賞状とかりボンとか式典の袋とかテープカットとか、そのようなものを見ております。ほんで食糧費ではお茶を見ておりますし、印刷費では50周年記念のパンフレット、ほんで庁舎竣工のパンフレット、案内状、返信用はがき、通信運搬費では通知の文書など、返信用とかも見ております。あと、筆耕翻訳料の中で、賞状の筆耕料とかも含めて292万ということでございます。

次に、49ページの自治区画再編整備基金の積立金の今後はどういうふうを考えているのかということなんですけども、これにつきましては、新しい字ができるための積立金と聞いております。なので、現在今は使うところはないんですけども、新しい分譲地ができておりますので、そこがもし仮に独立するというか、新しい字をつくるとかになってきた場合にはこの金を使うのかなと思っております。

次に、54ページの衆議院議員総選挙の投票率を上げるための努力はどうしているのかということなんですけども、選挙管理委員会の中でも投票率を上げるための方策をいろいろお話しされております。まず第一に、大人の方に選挙に行ってくださいと言うよりも、子どもを交えた保護者に、新しい分譲地の方とかがぎょうさんおられますので、子どもを通じて、その保護者に意識づけができないのかなということをお話しされております。なので、例えば学校の参観日などに啓発をするとか、そういう手法を考えていったらどうだということと、あと愛里保育園のところの投票所がすごい数が多いので、そこを改善せな駄目だねというお話が出ていまして、それをどうしていくかという話を今進めているところです。

次に、91ページの災害対策費の17の備品の627万円につきましては、備蓄倉庫の整備費用を見ております。令和3年度は豊栄のさとを予定しています。あと、備品の数を皆さんにお知らせをすればということなんですけれども、今まで防災の備品の数というのは、皆さんにお知らせしておりませんでしたので、令和2年の9月号にほとんどの数を載せた一覧表を広報に載せております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えいたします。

一般会計の当初予算で、28ページの自殺対策強化事業費補助金の力を入れる点であったり、期待をする点ということですが、広報啓発活動、啓発物品を配ったりであるとか、町の広報紙に啓発、ちょうど3月が、今、自殺対策の強化月間ですので、そういった時期に広報の方を行っていく。やったから減るといってもありませんので、地道な啓発活動を今後も続けていきたいと考えております。

続いて、74ページの高齢者インフルエンザの予防接種の委託料の件ですが、今年度、2年度については助成の方をさせていただいたんですけれども、あれはあくまでも新型コロナウイルス感染症の対策費としてインフルエンザの予防接種を受けていただいて、医療機関が困らないようにという目的でさせていただきましたので、今年度、もう今、報道等でされていると思いますが、ワクチンの接種が令和3年度から進めていく形になりますので、その段階で、コロナの方も落ち着いていけばというので、今回インフルエンザについては、自己負担分の1,000円の分の計上をしておりません。

議第22号の介護保険事業特別会計の当初予算の32ページの一般会計からの繰入れの話をいただいたかと思うんですけれども、先ほど、町長の方から答弁もありましたとおり、一般会計からの繰入れというのは一切検討はしておりません。

以上です。

産業振興課長 はい。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは、20ページ、いきがい協働センターの利活用について説明させていただきます。今のところ、親子のプリン作り体験や冬場のみそ作りなどの事業を考えております。

そして、35ページの小口簡易資金預託金の周知等についてのご質問かと思

いますが、近年、小口簡易資金は融資制度ですので、借入れとなっておりますので、これよりも商工会などでやっておられる持続化のものづくり補助金など、補助金の方を活用される方が増えておりますので、この小口簡易資金などの活用が減ってきているという状況でございます。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。

人権政策課からは88ページ、委託料、12、一番下の委託料でございます。委託料、設計監理委託料といたしまして162万8,000円と清掃作業委託料、これが107万3,000円でございます。あと譲渡に伴う鑑定委託料35万2,000円、白蟻駆除委託料と境界立会業務委託料でございます。

続きまして、14工事請負費1,544万4,000円でございます。これについては改良住宅分離工事に伴う委託料でございます。4棟でございます。

以上です。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員のご質疑にお答えいたします。

40ページの諸収入、雑入、滞納処分費の項目でありますけれども、昨年と比較し、減っている理由のお尋ねだと思っておりますけれども、これは差押え物件のインターネット公売の手数料3%を見込んでいるところでございます。昨年に至りましては、この差押え物件が別にありまして、このインターネット公売が公売終了となったための減でございます。

以上でございます。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをします。

私の方は48ページ、企画費の14工事請負費になります。先ほどご説明させていただいたとおり、駅の駐輪場の整備を行う予定をしております。駅舎から彦根側にずっと駐輪場がありますけれども、そこをやり替えということになります。

以上です。

地域整備課長 はい、議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 それでは、私の方からは、82ページ、県営かんがい排水事業（基幹水利施設

保全型)の負担金についてご説明します。こちらにつきましては、農業の生産基盤となるダム等、揚排水機場、また農業揚排水施設の整備を県が行っております。こちらの分のそれぞれの負担金というふうになっております。場所につきましては、中部用水と愛知川沿岸地区とそれぞれ場所が県でそれぞれやっておられるのに対しまして、面積按分で負担金を出しております。

続きまして、86ページの道路橋梁費の委託料及び工事請負費の場所についてですけれども、まず委託料につきましては、沢の樋の本の道路拡幅工事に伴う用地測量費等を上げております。

また、安食南瓜生津線道路改良工事ということで通称、辻作団地と言われる場所の道路改良を思っております。

あと、役場横道線道路改良工事測量設計ということで、こちらは役場前の道を今の庁舎建て替えに伴いまして、道路改良を考えております。

あと、安食西防災道路新設に伴う詳細設計ということで、安食西の防災道路の詳細設計を考えております。

あと、中山道の道路改良工事を上げております。

あと、下学校道線側溝改修工事ということで、安食南のやりこの公園、やりこ公民館前の道路改良と下枝内里道側溝整備工事ということで、こちらは旧の農協の横の里道の設計を考えております。

測量設計の社会資本の4,306万1,000円につきましては、吉田愛知川線の用地測量の費用を上げさせていただいております。

工事費の場所なんですけれども、まず字要望道路整備事業費につきましては、安食西の雨水排水管布設工事、下枝字内の里道の舗装工事、雨降野里道の擁壁の修繕工事を上げております。

町道路整備事業費571万8,000円につきましては、高野瀬池線の道路改良工事と高野瀬沢線の舗装工事を上げております。

交通安全施設整備事業706万9,000円につきましては、各字要望箇所を上げております。

社会資本総合整備事業費9,130万円につきましては、歌詰橋の工事を上げさせていただいております。

公共施設等適正管理推進事業費3,114万6,000円につきましては、舗装の個別施設計画に基づく工事ということで、町内日栄、三ツ池等の舗装の修繕費を上げさせていただいております。

以上です。

教育次長 はい。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

21 ページ、教育施設使用料の稼働率ということだったと思うんですけども、今年度は新型コロナウイルスの関係で旧校舎とか学校等の使用についてかなり制限をかけておりますので、稼働率についてはかなり落ちております。しかし、そのままの予算を上げるということではできないので、新年度予算につきましては、元年度と同等の額を見込んでおります。

また、94 ページの教育・保育支援員の時給はということだったと思います。月給になりますけれども、こちらは17万1,700円を見ております。

また、95 ページの要保護および準要保護児童生徒援助費の人数はということだったと思いますけれども、小学校では66名、中学校では37名を計上しております。

以上です。

社会教育課長 議長。

河合議長 中山社会教育課長。

社会教育課長 高橋議員のご質疑にお答えさせていただきます。

21 ページの教育施設使用料というところで、公民館使用料、また文化ホール使用料、武道館使用料というところですが、今年度につきましては、先ほど馬場次長の方からお話しされたみたいに本町の公民館のホールにおいて、大分、新型コロナで制限がかかっているため落ちております。今回の計上につきましては、令和元年度の実績に基づいて、予算を上げさせていただいております。

続きまして、40 ページになります。教育費雑入、社会福祉協議会施設使用料というところで、こちらにつきましては、社会福祉協議会の水道代、電気代、また施設の利用費を按分いたしまして、実績に応じて頂いております。こちら令和元年の実績に基づいて使用料を計上しております。

続きまして、111 ページをご覧ください。111 ページの図書館費の一般事務の報償費につきましては、こちらにつきましては、会計年度任用職員に伴いまして、こちらは司書のパートタイムの職員のみを計上しております。また、会計年度の図書館長及び司書2名の分につきましては、108 ページの職員手当の方になっております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

あちこち飛ぶかもしれませんが、ちょっと。まず、82ページの県営かんがい排水ということでは、そういうところに払うだけであって、この当初予算では、私たちの町のどこかがそれに当てはまるということではないかと思っていただいいんでしょうか。確かそうですね。

そして、86ページです。86ページの工事請負費について、先ほどざっと説明があったんですけども、ぜひ予算決算の委員会とかに分かりやすく事業名とかをしっかりと路線とか場所を示していただけたらと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

それから、89ページの、先ほど14の工事請負費は4件分ということの説明がありました。これは一般会計補正予算の中でもあった、その残っているところをやるということなんですか。新しくまた4件分ということで、トータルも一っと事業が一気に進むのかなという感じに思うんですけど、この4件は新しいのかどうかを教えてください。

議 員 あと、委員会でやらはったら。

高橋議員 はい、分かりました。じゃ、これは委員会でやるということにさせていただいて、介護保険については、こういう6,000円という予算で、標準額が6,000円というのでスタートするんですけども、ペナルティーに関しての答弁がなかったので、そういうことをしたら、国から何か私たちの町にもしですよ、仮にそういう繰入れの作業をしたときにどんなペナルティーというのがあるのかどうかを想定していらっしゃるのか。そして、ペナルティーを受けた自治体があったら、教えてください。

河合議長 高橋さん、あなた、一般質問と違いますよ。

高橋議員 質疑です。

河合議長 違います。

議 員 答弁してなかったやん、ペナルティー。ちゃんと答弁せなあかんわ。

河合議長 ペナルティーは、あんた、それは想定の話や、ここで答弁できますか。

高橋議員 それ、知っていますかという質問です。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長、どうぞ。

伊藤町長 今回の質疑、何や訳が分かりませんねんけど、6,000円という数字がどこから出てきたのか分かりませんので、私は答えようがありません。

以上です。

河合議長 今、高橋さんの再質疑の答弁、次。

地域整備課長 はい、議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

82ページの県営かんがい排水事業につきましては、それぞれの面積按分で負担金を支払うことになっております。

86ページの場所とすることにつきましては、町長と議長と相談して、出せるものは出させていたいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再質疑にお答えいたします。

工事請負費1,544万4,000円ございます。先ほど言いましたのは、2戸1でございますので、改良住宅4棟でございます。それを分離工事するという事で申し上げたので、ご了承をお願いいたします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 暫時休憩します。

(午後2時17分 休憩)

(午後2時18分 再開)

河合議長 それでは、再開します。

続きまして、質疑を行います。

質疑ありませんか。

今村議員 はい、12番。

河合議長 今村さん。

今村議員 まず、令和3年度豊郷町一般会計、議第20号のところで、先ほど総務課長の方から、概要の中で説明を関係部分してもらった中で、もうちょっと説明してほしいと思っていますので、ちょっとお聞きします。

8ページの性質別ということで、9ページには一般会計当初予算性質別歳出の状況というのが、これ、毎年あるんですけど、この中で課長がおっしゃったのは、物件費においては前年度でGIGAスクール関係の委託料及び備品購入が増加した分だけが、1億1,834万6,000円物件費で減額されたという説明がありました。この物件費なんですけれども、ずっと見ているとだんだん物件費は高くなってきて、前年度でもう10億という形になったんですが、それでも

う本年度予算額総計9億3,861万1,000円、この科目別、予算の性質別歳出の中では、結構な金額を占めています。この物件費の今年度の歳出のどこの部分にその物件費に当たる充当部分があるのか、説明をいただきたいのと、そしてその1番目の人件費ですね。

人件費は、本年予算額におきまして、9億5,050万7,000円という形になっておりますが、その中でも、内訳の中でうち職員給というところが今年度1億1,636万2,000円の減、前年度に比較しますと、増減率マイナス21.2%と非常に大きいんですけども、職員給のこの減りというのはどういう状況で人数が、どうなって21%も減るのかというのがちょっと分かりませんので、その説明をお願いしたいと思います。

それと次に、先ほど町長なり、介護保険の関係で、担当課長からも答弁がありました。ちゃんと答えてほしいなと私も思いましたので、再度お聞きしますが、介護保険法、これによって、各自治体独自に一般会計から繰り出した場合に、また独自の保険料、利用料の減免をしている自治体に対して、国は具体的にどのようなペナルティーを科しているんですか。罰則があるんですか。介護保険法の法律があります。省令なんかもありますけど、その具体例をはっきり言ってほしいんです。豊郷では一貫して法にのっとってということしか言いませんが、全国的にそういう自治体が増えているという中で、豊郷町は国がペナルティーを科すとか罰則もあるとか、そういう本当か嘘か分からないようなことをおっしゃるので、ここではっきりと、介護保険法に罰則規定が載っているんですか。国はそういう制裁措置、ペナルティーは実態として科してきたんですか。この点をはっきりしていただきたいと思います。

それと続いて、令和3年度の水道事業会計予算書におきましては、15ページにあります、私、このキャッシュフロー計算書というののまだ理解が足りませんので、この部分の1、2、3、そして5で、それぞれ金額的にはマイナスになっているところがあるんですが、これに対して、このマイナス理由、どうしてこれがマイナスになるのかというのをぜひちょっと担当課長に説明をしていただきたいと思います。

同時に、下水道会計でも同じなんですけど、15ページね。下水道会計も15ページに、同じように令和3年度下水道事業会計キャッシュフロー計算書というのが載っています。ここの中でも、1、2、3、4まで、このマイナスとなるところがずっと明記されておりますが、このマイナスになるという概要、そのことについて説明をしていただきたいと思います。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 では、今村議員さんの質疑にお答えいたします。

私は罰則があると言ったことはありません。あなたは罰則がないさかい破れとおっしゃった。それを言うておりますので。ただ、国にはこういう状況の中で法を守るというのは大切なことだということで、国に罰則をするように求めている、そういうふう言うてゐるんです。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

主要施策の概要の9ページの人件費の内訳のうち職員給の減額、パーセンテージが21.2%多いんじゃないかということなんですけども、これにつきましては、令和3年度からはフルタイムの職員を含めないということになっておりますので、こういうふうな減、21.2%の率となっております。

また、物件費につきましては、主には備品の購入に係る委託料などになっております。GIGAスクールの購入が終わりましたので、こういうふうな減額になっているということでございます。

以上です。

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、水道事業会計のキャッシュフロー計算書等、併せて、下水道事業会計のキャッシュフロー計算書なんですけども、これについては会計処理の独特な方法によって計算されています。方式としましては間接法という言い方をしますけども、間接法によって処理されている計算書でございます。このキャッシュフロー計算書は、期首から期末に当たって、どれだけのお金が残るかというのを示しているといったことを見ていただけるといいのかなと思います。そういったこと言いますと、まず1番の業務活動によるキャッシュフローというのは、いわゆる業務活動ですので、予算書でいう第3条予算という部分が大きいところになります。

そして、2つ目については、第4条予算といたしまして、資本的収支のところ大きな重みを持ってくるようになります。

そして、3番の財政活動については、これは企業債等の借入れと償還に当たる部分が大きなことになってくるんですが、見方としましては、双方見ていただき

ますと、先ほど言っていました4番の資金の期首残高というところがございませう。これにつきましては、それぞれの会計が始まる期首の段階、いわゆる4月1日時点の残高になってくるところでございませう。そして、その上の3のところなんです、資金の増加額というところについては、この期中の間にどれだけの動きをしたかというのが見られるところでありまして、最後の5番のところの資金期末残高については、決算においてどれだけの現金が残ってくるかというところを見ます。単純に見ますと、下水道事業会計と水道事業会計、プラスマイナスが逆になっているといった状況が見られると思います。

これは、1つは、まず1番のところの当年度純利益というところを見ていただきたいんですけども、水道事業会計についてはマイナス表記であり、下水道事業会計についてはプラス表記となっています。いわゆる、水道事業会計については、マイナスの決算が出てくるといった見込みでございませう。逆に、下水道事業についてはプラスの決算が出てくる、黒字であるといったような結果が出ます。そういったことが反映されまして、最終的にはこの計算上はプラスマイナスが表記上逆になっているところがありますので、その辺を差引きしていただくと、資金期末残高で、下水道においては期首残高が2億8,400万から2億1,900万になってくるところと、そして水道事業会計については3億9,700万から3億5,600万に残高としては大きく増えてくると。ただし、この会計上の損益とかいう部分に関しましては、逆転をしているといった結果が出ているといったこととございませう。

簡単な見方としては、以上でございませう。

今村議員 マイナスごとのところを説明してほしいとお願ひしました。各マイナスのところを説明してくださいとお願ひしたんです。

上下水道課長 これは計算上のマイナス表記をするということになりますので、例えば1のところの長期前受金戻入れ額というのが書かれているんですけど、これがマイナス表記になっています。これは、貸借対照表上の負債の部に入ってくる部分になります。そういったことで、収益化をすると、貸方の方ではマイナス表記をするということになりますので、これは会計処理の手法になってしまいます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 いい。またどこかで。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1つは、一般会計の、今、今村さんもお聞きになったんですが、21.2%減で今の説明はフルタイムはここからのけるということだったんですが、となると、今まで載っていたのはどの職員がここに載っていて、フルタイムをのけるというのは、例えば定数内の職員が全部、この正規の職員が前年度までは載っていて、今年はフルタイムはのけるのに、そのフルタイムの職員というのは会計年度職員なのか、よく分からんですよ。前年度の予算に、ここに上がっていた職員はこの対象の職員で何名でしたと。今年はその中からフルの何名が計算しないということで21.2%となったという。ちょっと具体的に対象になっていた職員が誰で、そこから除外した職員が、これ、何人分になるのかね。人件費で21%の減になるというのは非常に大きいと思うんですよ。その点、説明を求めたいと思います。

それから、町債のところですけど、これもまだ、今まで不透明だったんですが、市町村役場機能保全、いわゆる庁舎の建て替えですね。一般質問した時点で、最終的に国からの助成金、補助金が幾らになるのかというのを質問いたしました。その当時まだ確定をしていないと、まだ確定できていませんという回答だったんですよ。もう今、事業が始まっているわけですから、この13億云々の事業のうち、調整基金から持ち出したのが幾らで、国の方からの補助金が幾らで、その財源を、もう今だったら分かっていると思うんですよ。3つですか、補助金と町債とこの3つ。この財源構成をまだ当時、一般質問では確定していませんと、それから、交付税算入も国の補助金ではここに書かれています。90%までは認めるけれども、交付税算入は75%ですよ。でした。そここのところがもう確定していると思うので、総事業費の中で、3つぐらい分類されて、額の説明をお願いしたいと思います。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の質疑にお答えします。

主要施策の概要の9ページのうち職員給なんですけども、ごめんなさい、会計年度任用職員のフルタイムですので、昔でいう嘱託の方が令和3年度の方は含まないということです。職員数につきましては、予算書上では82人の方の分が含まれております。フルタイムは41名、パートは59名おられます。前年度までは職員が84、フルタイムが34人です。

あと次に、役場の改築の補助金のことなんですけども、工事費が12億5,730万で管理費が594万円で、総計が12億6,324万円となっております。その中で解体棟別館工事を除いた額が8億1,560万です。そこか

ら市町村役場機能緊急保全事業債は本来95%であるが、90%で見られるということなので、12億6,324万円から解体別館工事を除いた金額に75%掛けたのが8億1,560万の0.9%なので、交付税措置対象分が6億1,170万円、交付税措置対象分が6億1,170万円の30%ですので、これが基準財政需要額に算入できるということですので、1億8,350万が交付税で返ってくるということになっております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 再質疑じゃないですが、今の役場庁舎の13億のやつの内訳を、今の説明を聞いているだけだと、例えば90%までは国が認めているけど、そのうちの交付税算入対象は30%じゃないですか。その辺のところの関わりが分からないのと、それから解体費用の分は見られていないと。一般財源というか、財調から持ち出したのがどれだけになるのかね。ちょっとそういう、一覧表にして委員会でも頂けませんか。もう決まっていると思うので。

それから、先ほどの職員の数も何かよく理解できたような理解。いや、本当の話。だから、それも、先ほどの今年は82人で、フルが49人で、パートが59人ですが、今年度は。前年度は84名云々の説明があったんですが、ちょっとそれも一覧表にして、これだけの人数でこれだけ減ったんだという資料の提示をお願いできませんか。

総務課長 はい、議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 すみません。予算決算常任委員会の方で資料を出させていただきます。ありがとうございます。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 ほかにありませんか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 一般会計の予算の中にもふるさと納税が4億何ぼ入っております。その中で今日、基金の状況を今読まさせていただくと、いろんなところで取り崩す見込みというふうに書いておりますけども、ふるさと納税の今後の使い道、例えば4億あったと、それを全体にして、どこどこの教育関係にどれだけ使うとか、また福

祉に使うとか、いろんな使い方があろうと思うんですけども、その点について、ただ漠然と教育だけにこれだけ、何々だけにこれだけやなしに、できたら細かく説明していただければありがたいと思います。

企画振興課長 はい。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員のご質疑にお答えをいたしたいと思います。

今年度集めましたふるさと納税につきましては、来年度の事業に充当しているところは議員もご承知のとおりだと思います。細かく分野ごとではなく、事業ごとにというご質問でしたけれども、実は、今年度、4億程度集まるということで来年それを充てておりますが、全部合わせて30事業ぐらいに充てておりますので、ちょっとここで一個一個ご説明するのはちょっと省略をさせていただきます。分野ごとのまとめだけでご容赦いただきたいと思います。

まず、子育て支援及び福祉に関する事業につきましては9,632万円、それから教育またはスポーツ、文化の振興に関する事業につきましては1億7,311万円、それから公共施設等の整備または改修に関する事業につきましては6,990万円、産業または観光の振興に関する事業につきましては2,700万円、地域の振興に関する事業につきましては4,107万円、それから豊郷小学校旧校舎群の活用に関する事業につきましては1,260万円ということで、これを全部合計しますと、今年度、先ほど3月補正で上げさせていただきました4億2,000万円ぴったりになってくるということになっております。ただし、ご承知のとおり、4億2,000万までは入りませんので、その中で財源については、また調整されていくということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

西澤博一議員 はい、結構です。

河合議長 課長、それも同じく予算決算に出しておいて。

企画振興課長 はい。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第20号令和3年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第21号令和3年度豊郷町国民健康保険事業特別

会計予算、議第 2 2 号令和 3 年度豊郷町介護保険事業特別会計予算、議第 2 3 号令和 3 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第 2 4 号令和 3 年度豊郷町水道事業会計予算、議第 2 5 号令和 3 年度豊郷町下水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、議第 2 0 号を予算決算常任委員会に、議第 2 1 号、議第 2 2 号、議第 2 3 号を文教民生常任委員会に、議第 2 4 号、議第 2 5 号を総務産業建設常任委員会にそれぞれ付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、北川和利君の議員辞職により、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員が欠員であります。

このことから、日程第 2 8、選挙第 1 号彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は 1 1 名です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に日比野雄二君及び辻本勇君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

議 員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 (なし)

河合議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

日比野雄二君、辻本勇君、開票の立会いをお願いいたします。

事務局長 (開票)

河合議長 それでは、ただいまの選挙結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 です。

有効投票のうち、西澤博一君 6 票、鈴木勉市君 5 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、西澤博一君が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 今期定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第 29、請願第 1 号介護保険に関する請願書を議題といたします。

紹介議員である今村議員の説明がございます。

今村議員 はい、12 番。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、介護保険に関する請願書に対する紹介議員として提案説明をこの請願趣旨に沿って行います。

介護保険制度は 2000 年に始まり、3 年ごとに見直しされてきました。今年
は改定期になります。この 21 年間で、特別養護老人ホームなどの施設の食費・
居住費の負担増や新規入居者を介護 3 以上に限定、一定以上の所得のある利用
者の自己負担を 2 割に引き上げるなど改悪が行われ、利用者の負担は大きくな
りました。一方、保険料は制度開始時から 2 倍以上に引き上げられ、高齢者全体
の負担は大きくなりました。豊郷町は、県下でも収入が低い方から 1 位、2 位に
位置する低所得の自治体でありながら、保険料は 3 番目に高いという状況です。
年金は下がり続け、消費税は 10% へと上がり、大変厳しい生活をしています。

豊郷町の介護保険をよくする会では、「介護保険料を下げること、サービスの
切り捨てはやめること」の請願書を昨年 3 月議会に提出し、採択されまし
た。11 月には 333 筆の個人請願署名を町長に手渡しています。

介護保険制度は国の制度ではありますが、保険者・豊郷町として、町民が必要
なときに安心して使える介護保険事業のための努力や工夫をしてくださるよう、
下記のことをお願いいたします。

請願項目。

- 1、介護保険料を下げてください。
 - 2、介護保険サービスの切り捨てはやめてください。
- 同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

河合議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願第1号は、会議規則第92条の規定により、
文教民生常任委員会に付託することにいたしました。ご審議のほどよろしくお
願いいたします。

日程第30、発議第1号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付の議員派遣の件のとおり、派遣するこ
とにしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、
これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号議員派遣の件については、お手元に配付しましたとお
り派遣することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう
よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時05分 散会)